

第2章 事務処理に関する審査基準

第1 製造所等の設置又は変更許可申請

1 申請の方法

(1) 製造所等の設置又は変更許可申請は、1つの製造所等ごとに1件として申請すること。

また、個々の製造所等について1件の申請範囲は次によること。

ア 製造所・一般取扱所

原則として、棟又は一工程のプラント単位でかつ場所的に一体性を有すると認められる範囲を1件とする。【S37 自消丙予発 44】

なお、1棟の建築物の中に危政令第19条第2項に規定する一般取扱所を複数設置するときは、設置者の選択によることができる。

イ 屋内貯蔵所

(ア) 1棟の貯蔵倉庫につき1件とする。

(イ) 危政令第10条第3項に規定する「他用途部分を有する建築物に設ける屋内貯蔵所」は、1室の貯蔵倉庫につき1件とすること。なお、隔壁で区画された2以上の貯蔵場所であっても、隣接している場合は1件とする。【H 元消防危 64】

ウ 屋外タンク貯蔵所

1基の屋外貯蔵タンクにつき1件とする。

エ 屋内タンク貯蔵所

同一室内にある屋内貯蔵タンクを一括して1件とする。なお、個々のタンク容量が指定数量未満であっても、その合計量が指定数量以上であれば当該室内のタンク群を1件の屋内タンク貯蔵所とする。

オ 地下タンク貯蔵所

(ア) 1基の地下貯蔵タンクにつき1件とする。

(イ) 2以上の地下貯蔵タンクが次のいずれかに該当すれば1件とすること。

なお、個々のタンク容量が指定数量未満であっても、その合計量が指定数量以上であれば地下タンク貯蔵所とすること。【S54 消防危 147】

a 2以上の地下貯蔵タンクが同一のタンク室内に設置されている場合

b 2以上の地下貯蔵タンクが同一の基礎上に設置されている場合

c 2以上の地下貯蔵タンクが同一のふたで覆われている場合

カ 簡易タンク貯蔵所

場所的に一体性を有する3以下の簡易貯蔵タンク（品質を異にするものに限る。）を1件とする。

キ 移動タンク貯蔵所

移動貯蔵タンクを固定する車両1台につき1件とする。

このため、被けん引車形式の移動タンク貯蔵所について、1台の被けん引車につき複数のけん引車があっても1件として許可できる。【H9 消防危 33】

ク 屋外貯蔵所

1区画につき1件とする。

ケ 給油取扱所・第一種販売取扱所・第二種販売取扱所

1施設につき1件とする。

コ 移送取扱所

起点、終点、経路等について場所的に一体性を有する配管群を一括して1件とする。

(2) 複数の製造所等の間で共用する危険物配管並びに消火設備等及び警報設備等は主たる製造所等の附属とし、放出口等供用部分以外については、それぞれの製造所等の附属とすること。【H9 消防危 35】

(3) 屋外タンク貯蔵所の共通防油堤、危険物配管設備（注入口及びポンプ設備を含む。以下「配管設備」という。）及び消火配管（ポンプ、水源を含む。以下この章において同じ。）の変更申請は、次によること。

ア 共通防油堤

(ア) 防油堤は、その中に設置されているタンクのうち貯蔵量が最大のタンク（以下「代表タンク」という。）の附属とし、防油堤のみを変更するときは、代表タンクの変更とする。【H9 消防危 35】

(イ) タンクの新設に伴い防油堤を変更するときは、当該新設タンクの申請に含めるものとし、完成検査後代表タンクの附属とする。

(ウ) 代表タンク以外のタンクの変更に伴い防油堤を変更するときは、代表タンクの変更とする。

イ 配管設備の変更

- (ア) 設備が単独のタンクに専属するときは、当該タンクの変更とする。
- (イ) 油槽所等で配管設備が輻輳しているものについては、構内配管を一括して代表タンクの附属とし、配管設備を変更するときは、代表タンクの変更とする。【H9 消防危 35】
- (ウ) 代表タンク以外のタンクの新設により、配管設備を設置するときは、当該新設タンクの申請に含めるものとし、完成検査後代表タンクの附属とする。ただし、当該配管設備が既設配管設備に接続する場合は、代表タンクの変更とする。

ウ 消火配管の変更

- (ア) 消火配管が単独のタンクに専属する部分については、当該タンクの変更とする。
- (イ) 消火配管が2以上のタンクに共用する部分については、代表タンクの附属とし、当該配管を変更するときは、代表タンクの変更とする。【H9 消防危 35】

エ 敷地内距離に係る防火塀又は水幕設備の変更

当該設備を設けた屋外タンク貯蔵所の変更とする。ただし、2以上の屋外タンク貯蔵所の防火塀が連続して設置されている場合における共用部分は、当該防火塀による防護範囲が最長となる屋外タンク貯蔵所の変更とする。

2 設置又は変更の申請区分

(1) 申請区分に関する基本的事項【S52 消防危 182】

製造所等において他の施設区分への転換を行う場合及び貯蔵所又は取扱所において当該貯蔵所又は取扱所が属する危政令第2条及び第3条に掲げる施設区分（危政令第3条第2号イ及びロを含む。）の変更となる転換を行う場合は、消防法第12条の6に定める用途廃止に係る手続きを経て法第11条第1項前段に定める設置に係る許可を必要とする。

製造所等について変更工事を行う場合のほか、製造所等において貯蔵し、又は取り扱う危険物の種類数量の変更、製造所等における業務形態の変更等を行うことにより、当該製造所等に適用される法第10条第4項の技術上の基準が異なることとなる場合（例えば、危政令第9条第2項の施設を同条第1項に変更するときにおいて位置、構造及び設備の変更がない場合にあっても同様。）には法第11条後段の変更に係る許可を必要とする。

なお、同一施設区分の中で製造所等の用途が基本的に変更される場合は、「廃止一設

置」による手続きを必要とする。

(2) 製造所等の許可申請区分は次によること。

ア 設置許可申請の対象となるもの

(ア) 製造所等を設置しようとするとき。

(イ) 製造所等の主体部分を解体して、同一敷地内に移設しようとするとき。

(ウ) 製造所等を他の敷地に移設しようとするとき。【S52 消防危 149】

(エ) 製造所等を他の製造所等に区分変更（危政令第3条第2号イ及びロを含む。）しようとするとき。

イ 変更許可申請の対象となるもの。

(ア) 製造所等の構造又は設備を変更しようとするとき。ただし、第7資料提出（軽微変更届）等により処理する場合を除く。

(イ) 移動タンク貯蔵所の位置変更をしようとするとき。ただし、屋外における同一敷地内の位置変更は、軽微変更とする。【H14 消防危 49】

(ウ) 営業用給油取扱所を自家用給油取扱所に、又は自家用給油取扱所を営業用給油取扱所に変更しようとするとき。【S52 消防危 182】

3 申請書等の記載方法

(1) 全般的事項

ア 申請書等の必要欄は、漏れなく簡潔に記載すること。

イ 申請書等の記載に際して記載事項が多く欄内に記入できないときは、別紙に記入し、欄内は「別紙のとおり」と記入すること。

(2) 申請者

ア 申請者は、設置者とする。この場合において、設置者と同一組織内にあり代理権を有する者は申請者となることができる。

イ 申請者が法人の場合は、法人名、代表者職氏名を記入すること。

ウ 申請者が代理人を定めて申請する場合は、委任事項を具体的に記載した委任状を添付すること。

エ 代理人が副代理人を定めて申請する場合は、前ウと同様に委任状及び当該副代理人の選任を許諾した旨が明らかとなる書面を添付すること。

(3) 設置者

製造所等の設置者は、所有者等その設置及び維持について権限を有するものであること。【S58 消防危 119】

権限を有する者を例示すれば次のとおりである。

ア 個人の財産である製造所等

(ア) 本人

(イ) 本人から委任を受けた代理人（支配人等）

イ 法人（株式会社）の財産である製造所等

(ア) 当該法人

法人の代表者として記入する氏名は下記によること。

- | | |
|----------------|---------------------|
| a 株式会社 | 代表権を有する取締役 |
| b 有限会社 | 取締役 |
| c 合資会社 | 無限責任社員 |
| d 合名会社 | 無限責任社員 |
| e 社団、財団等その他の法人 | 理事又はこれに類する名称を冠する代表者 |

(イ) 法人の代表者から委任を受けた代理人

ウ 地方公共団体の財産である製造所等

(ア) 地方公共団体の長

(イ) 長から委任を受けた吏員、長を補佐する吏員（副知事、副市長、部局等の長）

エ 国の財産である製造所等

(ア) 各省の大臣

(イ) 大臣の権限を分掌する庁、部局等の長

(4) 危険物の類、品名、最大数量

ア 品名は、法別表で定める品名のほか、化学名等をかっこ書きで併記すること。

なお、品名または指定数量が不明な物品については、危険物データベース登録確認書又は確認試験結果報告書等を添付すること。

イ 移動タンク貯蔵所において2以上の危険物を交互に積載する場合は、すべての類、品名を記載すること。

ウ 最大数量は、次により算出した数量とすること。

(ア) 製造所、一般取扱所にあつては、第3章第1「製造所」の例により算出した数量

とする。

(イ) タンクにあつては、政令第5条及び危規則第2条、第3条により算出した容量とする。ただし、国際輸送用コンテナは除く。

(ウ) 給油取扱所にあつては、専用タンク、廃油タンク等及び簡易タンクでの貯蔵量を最大数量とする。ただし、申請書添付図書として、付随設備等の危険物の貯蔵取扱品名、数量を一覧とし添付すること。

(エ) 前記以外にあつては、設計最大数量とする。

(5) 指定数量の倍数

倍数の数値は、小数点以下第1位まで記載すること。算出方法については、単独又は複数合計のいずれの場合にあつても小数点以下第2位まで算出し、第2位を切り捨てるものとする。なお、移動タンク貯蔵所において2以上の危険物を交互に積載する場合は、倍数が最大となる品名で算出すること。

(注) 複数計算の場合は、全部を合計したのち、小数点第2位以下を切り捨てるものとする。

(6) 構造設備明細書

ア 製造所・一般取扱所構造設備明細書の「危政令第9条第1項第20号タンクの概要」の欄には、該当タンクをすべて記載すること。

イ 構造設備明細書及び添付図書面に記載するタンク、設備及び機器等の名称は、統一すること。

ウ 設備、機器等を多数設置する場合は、設備、機器等のリストを別紙として添付することができる。

エ 多数の配管を設置する施設で「配管」の欄に記載できない場合は、次の配管構造明細表によることができる。

配管構造明細表

設置区分	最大常用 圧力	内径	材質	地上配管 塗装材	地下（海底）配管の保護			備考
					塗覆装材	防食 被覆材	電気防食 の措置	
	k Pa	mm						

注 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

2 設置区分の欄には地上、地下、海底の区分を記入すること。

3 材質の欄には JIS 規格記号を記入すること。

4 電気防食の措置欄には、電気防食措置の有無を記入し、有の場合は、別に構造明細図を添付すること。

(7) 添付書類

ア 製造所等を構成する部分のうち、危険物以外の物質を貯蔵し、又は取り扱う部分（以下「非対象設備」という。）に係るものは、危険物施設としての一体性が明らかになる配置図、工程図を添付すれば足りるもので、構造設備に関する明細書類の添付までは必要としない。

イ 変更許可申請においては、変更に係る範囲又は設備の位置を記載した配置図及び変更に係る部分の図書を添付し、その他の図書の添付は要しない。

この場合において変更にかかる部分と既許可部分とを見やすいように色別すること。

ただし、変更の内容が著しく複雑なものは、変更前及び変更後の図面を添付すること。

ウ 大型製造プラント等で多数の機器、配管が設置される施設にあっては、個別の記載でなく工程の概要を示す図（以下「フロー図」という。）等の添付によることができる。

エ 工事中の安全対策に係る図書等については、安全面に配慮が必要な場合を除き添付しない。

オ 特定屋外タンク貯蔵所及び移送取扱所以外の製造所等の許可申請書については、工事計画書及び工事工程表の添付を必要としない。

(8) 添付書類の記載内容

ア 付近見取図及び配置図等【H9 消防危 35】

建築物その他の工作物と周囲の保安対象物件の状況が示された図面及び保有空地の範囲が示された図面（他の部分と朱書きにより区分すること。複数枚であっても構わない。）を添付し、必要な距離等を記載すること。ただし、保安距離について、それぞれの保安対象物件からの距離が規定値以上であることが明確な場合は、配置図にその旨を記載することにより距離を明示しないことができる。

イ 建築物、機械器具等の配置及び構造

(ア) 建築物

平面図（建築物等内の設備等の配置を示したもの。以下同じ。）、立面図（四面。以下同じ。）及び断面図（代表的な断面。以下同じ。）を添付すること。

a 主要構造部（壁、柱、床、はり、屋根等）については、平面図等に構造等を記載すること。主要構造部を耐火構造とし、又は不燃材料で造る場合で国土交通大臣の認定品を使用するときは、認定番号（現場施行によるものを除く。）を記載すれば、別途構造図の添付を要しない。

b 窓及び出入口については、平面図等に位置、寸法、構造等を記載すること。窓及び出入口の防火戸等で国土交通大臣の認定品を使用する場合は、認定番号を記載すれば、別途構造図の添付を要しない。

c 排水溝、ためます等については、平面図に位置及び寸法を記載することにより、別途構造図の添付を要しない。

(イ) 工作物（建築物に類似する架構等）、防火塀、隔壁等

工作物にあつては架構図（架構等の姿図）及び構造図を、防火塀、隔壁等にあつては位置を示した平面図及び構造図を添付すること。

(ウ) タンク、塔槽類、危険物取扱設備等

タンク、塔槽類、危険物取扱設備等（以下「タンク等」という。）については、構造図を添付すること。ただし、小規模な危険物取扱設備等については、配置図等に位置、材質等を記載することにより、別途構造図の添付を要しない。

a タンク等の支柱等については、上記の構造図に支柱等の構造等を記載すること

により別途構造図の添付は要しない。

- b 液面計等の附属設備については、上記の構造図に種別及び取付位置、材質等を記載することにより別途構造図の添付は要しない。

(エ) 計装機器等

計装機器等（危険物の取扱いを計測又は制御するための機器をいう。以下同じ。）は、配置図等に位置、機能等を記載することにより、別途構造図の添付は要しない。なお、大型製造プラント等、多数の設備を設置する施設においては、フロー図等への計装機器等の設置条件（材質、防爆構造等）の記載によることができる。

(オ) 危険物取扱設備と関連のない非対象設備

危険物取扱設備と関連のない非対象設備で危険範囲にないものは、配置図等に名称を記載することにより、別途構造図の添付は要しない。

なお、大型製造プラント等、多数の設備を設置する施設については、フロー図等への設備等の設置条件（位置等）の記載によることができる。

(カ) 地上配管

地上配管については、材質、口径等及び配管ルートを配置図等に記載すること。

敷設断面、配管支持物（耐火措置を含む。以下同じ。）等については、一定箇所ごとの断面、構造等の状況を配置図等に記載することにより、別途構造図の添付は要しない。

(キ) 地下配管

地下配管は、材質、口径等及び配管ルートを配置図等に記載すること。敷設断面、腐食防止措置（電気防食措置の場合にあっては、位置及び構造）については、一定箇所ごとの断面、敷設状況を配置図等に記載することにより、別途構造図の添付は要しない。

(ク) 構造計算書等

計算のための諸条件並びに計算式及び計算結果のみの記載とすることができる。

ウ 電気設備及び避雷設備

(ア) 電気設備

危険範囲の電気設備については、配置図等に位置、防爆構造記号等を記載することにより、別途構造図の添付は要しない。なお、危険範囲外の電気設備については省略することができる。

電気配線については、各配線系統のルート及び構造（施工方法等）を配置図等に記載すること。

(イ) 避雷設備

配置図等に種別及び位置等を記載することにより、別途構造図の添付を要さない。配線について、各配線系統のルート及び構造（施工方法等）を配置図等に記載すること。

エ 消火設備、警報設備及び避難設備の設計書

(ア) 添付図書は、施行規則第 33 条の 18 に定める消防用設備等着工届に関する図書とする。

(イ) 設計書の計算書については、計算のための諸条件、計算式及び計算結果のみを記載した計算書とすることができる。

オ 緊急対策に係る機械器具等

前イ（エ）計装機器等の例によること。

カ 特定屋外タンク貯蔵所に係る添付書

特定屋外タンク貯蔵所に係る許可申請に添付する図書のうち、基礎、地盤及びタンク本体に関する関係図書は、おおむね次表のとおりとする。なお、500kL 以上の屋外タンク貯蔵所のタンク本体に関する関係図書についても次表を準用すること。

関係図書	項目	内 容
1 設計図書 (1)基礎及び地盤	①平面図	縮尺が 500 分の 1 以上のもの
	②断面図	縮尺が縦 100 分の 1 以上、横 500 分の 1 以上
	③詳細図 (危規則第 20 条の 2 第 2 項 第 2 号イに該当する地盤を除く。)	縮尺が 50 分の 1 以上のもので、構造の詳細について記載したもの
	④計算書	設計条件、工法及び型式の選定理由、設計計算書等について記載したもの

(2)タンク本体	①平面図	縮尺が 300 分の 1 以上のもの
	②断面図	縮尺が 300 分の 1 以上のもの
	③詳細図	構造の詳細について記載したもの
	④計算書	設計条件、強度及び安定計算等について記載したもの
2 工事計画書		工事概要、施工条件、施工方法、施工管理方法、使用材料の品質等を記載したもの
3 工事工程表		工種ごとの工程について記載したもの
4 添付書類 (1) 基礎及び地盤に関するもの	①地質調査資料	地盤概要、地質断面図、土質柱状図、土質試験結果一覧表、地下水位に関する資料の他、危規則第 20 条の 2 第 2 項第 2 号ハに該当する地盤にあっては、当該地盤の改良方法に関する資料
	②その他基礎及び地盤に関し必要な資料	(ア)地盤が造成された際の工事の記録 (イ)特定屋外タンク貯蔵所を設置する地域の地盤の沈下に関する資料 (ウ)設置に係る特定屋外貯蔵タンク（以下「タンク」という。）の近傍の既設工作物の地盤に関する資料等
(2)タンク本体に関するもの	①溶接部に関する説明書	溶接施工方法確認試験要領書、又は既往の確認試験結果報告書、母材及び溶接用材料の溶接特性に関する資料、溶接機器及び溶接部の検査機器に関する資料等
	②その他タンクに関し必要な資料	タンクに関し参考となるべき資料
5 位置図		縮尺 5 万分の 1 以上のもので、地形の概況及びタンク位置を記載したもの

6 現況平面図		縮尺 1000 分の 1 以上のもので、タンク中心を円の中心とする半径 300m 程度の区域を範囲とし、地形、既設工作物及びタンク位置を記載したもの（現況が確認できる写真を添付すること。）
---------	--	--

備考

- 1 関係図書については、設計及び施工に関する責任技術者の氏名、所属を記載した書面を添付すること。
- 2 計算書について、計算の根拠を明らかにすること。
- 3 地質調査資料は、次に掲げる要件を満たすこと。
 - (1) タンク地盤及びその周辺の地盤について、ほぼ直交する 2 方向断面の地盤性状が判断できるものであること。
 - (2) タンク地盤について、良好な支持層が確認できる範囲のものであること。
 - (3) タンク及びその周辺の地盤が不整又は軟弱である場合、不整又は軟弱な地盤の状態が十分確認できるものであること。
 - (4) 土質試験は、JIS があるものにあつては JIS に定める方法、JIS がないものにあつては土質工学会基準に定める方法により行い、かつ、次に掲げる資料が明らかにされているものであること。
 - ア 標準貫入試験の値は、おおむね 1 m（試験の深さが 20m を超えるときは、おおむね 2 m）間隔の値
 - イ 室内試験の値は、おおむね 2 m（圧密試験の値にあつては 4 m）間隔の値
 - (5) 地質調査資料の作成にあたって必要な様式及び記載方法については、土質工学会基準に定める様式及び記載方法によるものである。

4 許可申請書類の編冊順序

製造所等の許可申請書類の編冊順序は、おおむね次によること。

- (1) 許可申請書
- (2) 委任状
- (3) 構造設備明細書
- (4) 図書目録
- (5) 計算書等
- (6) 製造工程図
- (7) 位置、構造及び設備の図面
 - ア 付近見取図
 - イ 配置図
 - ウ 平面図
 - エ 立面図
 - オ 位置、構造及び設備の詳細図
 - カ 電気設備、避雷設備
 - キ 消火設備（第1種～第3種）の設計書
 - ク 警報設備（自動火災報知設備）の設計図

第2 手数料の徴収

手数料の徴収については、条例第50条及び明石市証紙条例施行規則（昭和39年規則第11号）第2条の規定によるほか、次によること。

- 1 設置又は変更許可申請書の受付後で、許可前に指定数量の倍数変更行うとき。【S39 自消丙予発15】
 - (1) 指定数量の倍数変更により、許可申請手数料が増加することになる場合は、増加後の数量に係る手数料との差額を追徴する。
 - (2) 指定数量の倍数変更により、許可申請手数料が減少することになる場合は、減少後の数量に係る手数料の差額は返還しない。

- 2 設置又は変更許可後で、完成検査前に計画を変更するため変更許可申請を行うとき。
 - (1) 指定数量の倍数に変更がないときは、設置許可手数料の2分の1とする。
 - (2) 指定数量の倍数に変更があるときは、増減後の指定数量の倍数に係る設置許可手数料の2分の1とする。【S48 消防予122】
- 3 同時完成検査の申請を行うとき。
 - (1) 設置の完成検査を伴うときは、最終の変更許可手数料額と同額とする
 - (2) 設置の完成を伴わないときは、最終の変更許可手数料額の2分の1とする。

第3 完成検査申請及び完成検査前検査申請等

1 申請書の記載方法等

- (1) 申請者は、許可申請者と同一人であること。
- (2) 危政令第8条の2に係るタンクの製造者又はタンクの製造者と同一組織内にあり代理権を有する者は、当該タンクの完成検査前検査（危険物のタンクに係る水張・水圧検査の部分に限る。）の申請者となることができる。
- (3) 複数の変更許可を受けている製造所等で、同時に完成検査を受ける場合は1件として取り扱うこととし、当該完成検査申請書の「設置又は変更の許可年月日及び許可番号」の欄に当該同時完成に係るすべての許可年月日及び許可番号を連記すること。ただし、完成検査の日をそれぞれ別個に行う場合は別件として取り扱うこと。
- (4) 一の製造所等で複数のタンクの新設又は変更の工事が行われる場合は、完成検査前申請書の「その他必要な事項」の欄に検査対象のタンクが明確に特定できるよう記載すること。

2 完成検査申請の添付書類及び処理等

- (1) 完成検査申請書には添付図書は要さないものとする。ただし、指定数量以上の液体危険物タンクを有する製造所等（移動タンク貯蔵所を除く。）にあつては、当該タンクのタンク検査済証の写しを添付すること。
- (2) 設置者は、完成検査時まで次に掲げる自主検査結果報告書を作成しておくこと。
 - ア 危険物を取り扱う配管を地上に設ける製造所等にあつては、当該配管の水圧（気密）

試験結果

- イ 地下埋設配管に電気防食を行うものにあつては、防食電位測定結果
- ウ 避雷設備を設けるものにあつては、接地抵抗値測定結果
- エ 安全装置を設ける製造所等にあつては、作動試験結果
- オ 消防用設備（消火設備にあつては、第4種及び第5種を除く。）を設ける製造所等にあつては、機能試験結果（施行規則第31条の3第4項に基づくもの）
- カ 屋外タンク貯蔵所（定期点検を必要とするもので、かつ、水張又は水圧検査を実施するものに限る。）の沈下測定記録書
- キ 給油取扱所の給油ノズル等及び電動機を新設又は変更するものにあつては、給油ノズル及び電動機の接地抵抗値測定結果
- ク 移送取扱所にあつては、配管の非破壊試験及び耐圧試験結果

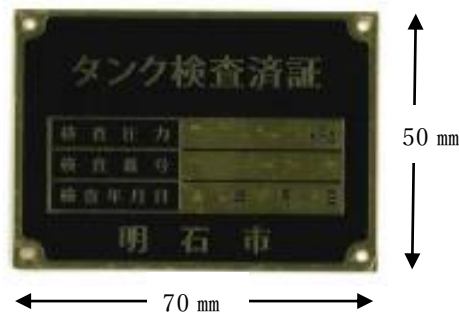
3 完成検査前検査申請の添付書類及び処理等

(1) 基礎・地盤検査及び溶接部検査

- ア 当該申請に係る設置許可又は変更許可の申請書の写し及び許可書の写し各1部を検査申請書に添付すること。
- イ 検査日までに自主検査結果を1部提出すること。当該自主検査結果は完成検査前検査申請書に添付すること。

(2) 水張検査・水圧検査

- ア 完成検査前検査申請には添付図書は要さないものとする。ただし、明石市外にタンクを設置する場合は、構造明細書（タンクの構造、材質、寸法、容量計算が記載された図面）を2部添付すること。
- イ 危規則様式第14に規定するタンク検査済証（副）は、次のとおりとする。
 - （ア）材質は、真ちゅうとし、厚さは0.5mm以上とする。
 - （イ）検査済証は、エッチング加工とし、検査圧力、検査番号及び検査年月日の記入は刻印とする。【S46 消防予 106】



(ウ) 検査済証の取り付け位置は、地下タンクにあってはマンホール付近、その他のタンクにあっては側板下部付近の見やすい位置とする。【S46 消防予 151】

ウ 次に掲げる場合には水張検査・水圧検査が必要となる。

(ア) 危険物タンクを設置する場合

危政令第 8 条の 2 第 2 項に定める液体危険物タンク（製造所又は一般取扱所に設置される危政令第 9 条第 1 項第 20 号に規定する危険物を扱うタンク（以下「20 号タンク」という。）にあっては指定数量以上の容量のもの。）を設置するとき。

(イ) 危険物タンクのタンク本体の変更工事をする場合

タンク本体の変更工事については「屋外貯蔵タンクのタンク本体に関する変更工事に係る完成検査前検査等〈例示〉」を参照のこと。

(ウ) 危険物タンクの使用条件が検査時の条件を超える場合

圧力タンクで最大常用圧力が変更前の完成検査前検査時に設定された最大常用圧力を超える場合、検査時の容量を超えた容量で危険物を貯蔵する（危政令第 5 条第 3 項に規定される特殊な構造又は設備で認められた量を超える場合等）場合など、従前の完成検査前検査の条件を超えて危険物を貯蔵するとき。

(エ) 廃止された製造所等の危険物タンクを再利用する場合

廃止された製造所等に設置されていた危険物タンク（20 号タンクにあっては指定数量以上の容量のもの。）を、新たに製造所等に設置しようとするとき。

(オ) 品名の変更により 20 号タンクが指定数量以上となる場合

指定数量未満の危険物を貯蔵していた 20 号タンクが品名の変更により指定数量以上の危険物を貯蔵することとなる場合。ただし、品名の変更以前に指定数量の 5 分の 1 以上を貯蔵していた 20 号タンクを除く。

(カ) 非危険物タンクが危険物タンクとなる場合

既設の非危険物タンクが貯蔵する品名を危険物に変更するため危険物タンク（20

号タンクにあっては指定数量以上の容量のもの。) となるとき。

エ 上記ウにかかわらず、以下のものは水張検査・水圧検査を要しない。

(ア) 製造所と一般取扱所の間で施設区分が変更となる場合【H9 消防危 70】

製造所と一般取扱所での施設区分変更は用途の廃止届出及び設置に係る許可の手続きにより行うこととなるが、この手続きに関し 20 号タンクの位置、構造及び設備に変更がなく、当該 20 号タンクの経歴や維持管理状況等の確認により、当該タンクが危政令第 11 条第 1 項第 4 号（水張又は水圧試験に係る部分に限る。）等の基準に適合するとき。

(イ) 20 号タンクを直接移設する場合【H10 消防危 90】

製造所又は一般取扱所に設置されており、定期点検の記録等により適正に維持管理されていることが確認できる 20 号タンクについて、タンク本体の変更を行わずに同一敷地内の別の製造所又は一般取扱所に直接移設する場合。

オ 次に掲げる水張検査・水圧検査については検査方法の特例によることができる。

(ア) 廃止施設の鋼製強化プラスチック製二重殻タンクを再利用する場合【H10 消防危 90】

廃止された危険物施設に埋設されている鋼製強化プラスチック二重殻タンクを他の場所の危険物施設に埋設し再利用する場合は完成検査前検査が必要となるが、強化プラスチック製の外殻を取り外すことなく定期点検の加圧試験（水加圧。試験圧力 70kPa）による完成検査前検査を実施できるのは明石市内のタンクを再利用する場合のみとする。なお、他都市に埋設する場合は移設先の市町村長が認めた場合のみ実施する。

(イ) 指定数量の 5 分の 1 未満の 20 号タンクが指定数量以上のタンクとなる場合

容量が指定数量の 5 分の 1 未満の 20 号タンク（完成検査前検査未実施で、屋外又は屋内に設置されたものに限る。）のタンク本体を変更せず品名又は倍数の変更で指定数量以上となる場合、さび止め塗装を撤去せずに当該タンク外面の汚れ等を清掃、除去した上で、タンクの水張による 24 時間静置後の液量の変化及び貯蔵品の漏洩の有無の確認によることができる。なお、自主試験結果のあるタンクにあっては、完成検査前検査で貯蔵する液体を変更前の貯蔵危険物とすることができる。

(ウ) 非危険物タンクが指定数量以上の 20 号タンクとなる場合

完成検査前検査未実施の非危険物タンクがタンク本体を変更せず貯蔵物品の変更

で指定数量以上の危険物タンクとなる場合、完成検査前検査においてのさび止め塗装の撤去は溶接部のみとすることができる。なお、自主試験結果のあるタンクにあつては、完成検査前検査に貯蔵する液体を変更前に貯蔵している非危険物とすることができる。

(エ) 製造所等の区分変更又は同一敷地内での位置変更の場合

製造所等の区分変更又は同一敷地内での位置変更の手続きを製造所等の廃止及び設置により処理する場合に限り、当該製造所等において使用していた附属タンク等の水張検査又は水圧検査はさび止めの撤去を行わない状態で24時間の外観検査及び気密検査とすることができる。

(オ) 製造所又は一般取扱所のユニットに組み込まれた状態で輸入され、かつ、海外の公正かつ中立な検査機関により検査が実施されている場合【H13 消防危 35】

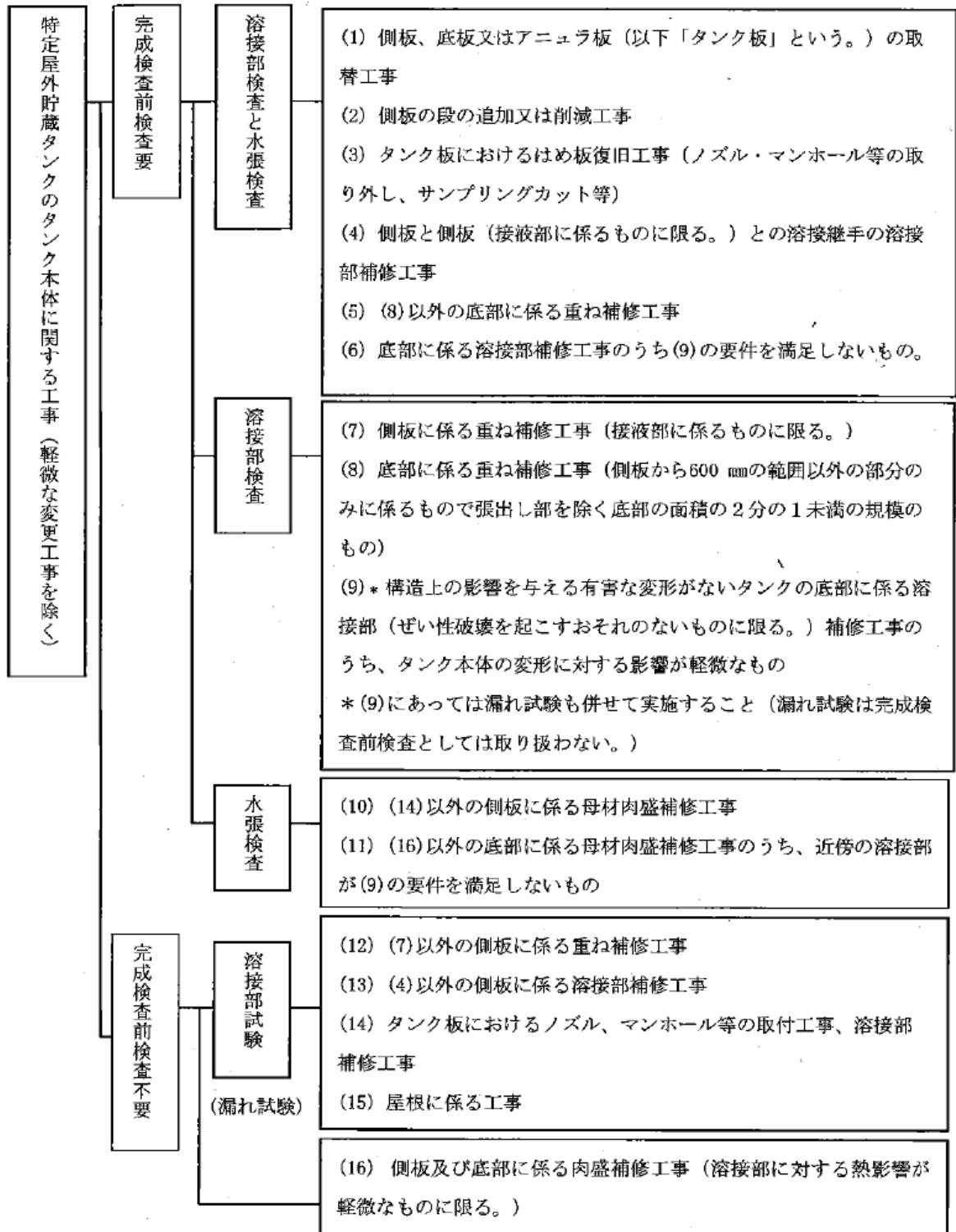
当該ユニットから液体危険物タンクを取り外し、塗料を剥がすなどの処理を行った後に試験を実施することで、安全性を損なう恐れがある場合は、海外の公正かつ中立な検査機関により作成された検査報告書(政令9条第1項第20号の水張試験又は水圧試験と同等以上の試験が実施されたものに限る。)を活用することにより、水張試験又は水圧試験を実施してもよい。

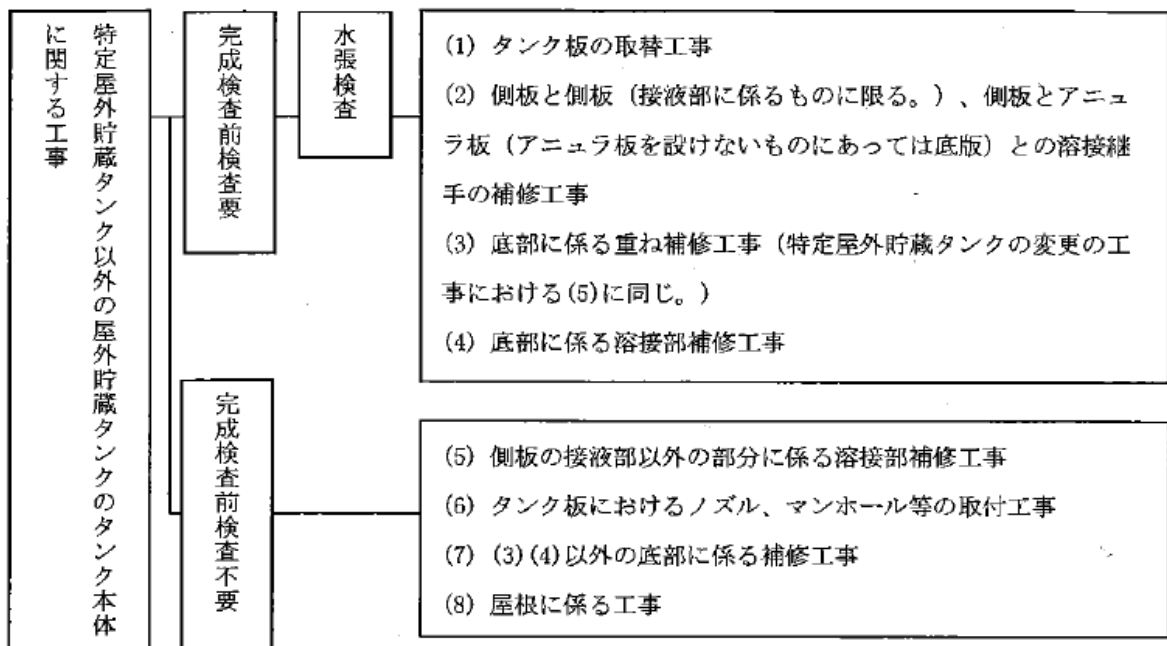
(カ) 既設の地下貯蔵タンクに、内部の腐食を防止するためのコーティングを実施する際にマンホールの取付け工事を実施する場合水圧検査に変えて、危告示第71条第1項第1号に規定するガス加圧法とすることができる。

(3) 屋外貯蔵タンク又は屋内貯蔵タンクの変更工事に係る完成検査前検査等

屋外貯蔵タンクの変更工事に係る完成検査前検査等については次表によること。なお、屋外貯蔵タンクの例によることとされている製造所及び一般取扱所の危険物を取り扱うタンクで屋外又は屋内にあるもの、並びに屋内タンク貯蔵所の屋内貯蔵タンクについても同様の取扱となること。【S59 消防危 72】

○屋外貯蔵タンクのタンク本体に関する変更工事に係る完成検査前検査等<例示>(平成9年3月26日消防危第29号、最終改正令和元年8月27日消防危第117号)





(注) 1 溶接部に対する熱影響が軽微な肉盛り補修工事とは、溶接継手から母材の板厚の5倍以上の間隔を有している肉盛り補修工事をいうものであること。

2水張検査の代替要件に関する細目は、令和元年8月27日消防危第117号による。

4 完成検査の方法【H9 消防危 35】

(1) 完成検査は許可申請書の正本に基づいて行い、完成検査時において確認検査等ができないと認められる内容については適宜中間検査を実施すること。

(2) 完成検査の際には、設置者が事前に実施した自主検査結果等を活用すること。その際には事前に確認する事項を申請者と十分調整すること。

なお、活用方法については、次に示すとおりとする。

ア 位置、構造及び設備（消火設備等を除く。）に係る事項

設置者等の自主検査結果報告書、自主検査結果データ、施工管理記録、施工記録写真、製造者の検査結果証明書（ミルシート）、検査記録写真等を活用すること。ただし、技術上の基準の適合状況が確認できる必要最小限のものとする。

イ 消防用設備等に係る事項

製造者の検査成績証明書、設置者の検査記録写真、消防用設備等試験結果報告書等を活用することができる。なお、完成検査事項等については、次のとおりとする。

(ア) 工事規模等ごとの消火設備の完成検査事項

a 設置及び増設の変更工事

新規の設置工事又は増設の変更工事においては、1つの防護区画等で放出試験を行うこと。なお、小規模な泡ヘッドの増設については消火薬剤の放出を水に替えることができる。

b 上記以外の変更工事

放出口、附属設備、配管等の取替え又は配管の小規模なルート変更等の変更工事においては、消火薬剤の放出試験及び通水等の試験は省略し、外観、仕様等についてを確認するものとする。ただし、配管の取替又は変更については、通水等の自主試験を実施すること。

(イ) 警報設備のうち、自動火災報知設備及び非常ベルについては抜きとりの作動試験を行うこと。

ウ 消防用設備等試験結果報告書に該当項目のないものの取扱い

泡消火設備の泡チャンバー、泡モニター等で消防用設備等試験結果報告書の欄に明記されていない機器については、当該報告書中の「ア 外観試験の泡放出口の機器の泡ヘッドの欄」、「ウ 総合試験の泡放射試験（低発泡のものによる）の固定式の欄」、「備考の欄」等を用いて記載するものとする。

(3) 完成検査後の試運転用工事架台等の取扱い

完成検査後の試運転時に保守及び監視等で必要となる工事用架台等は撤去予定の確認ができれば完成検査時において認めてもよい。

5 完成検査後及び完成検査前検査後の処理

(1) 検査後はすみやかに適合又は不適合の処理をすること。この場合において、不適合処分とするのは規則第5条によるが、具体的には次の場合とする。

ア 政令の技術上の基準に適合していない場合

イ 政令の技術上の基準に適合しているが、申請書の内容と異なるもので、次に掲げる場合

(ア) 製造所等の位置を著しく変更した場合

(イ) 製造所等の建築物の構造を変更した場合（部分変更を除く。）

(ウ) 製造所等の敷地面積又は建築面積を著しく変更した場合

(エ) 危険物を取り扱う設備を増設し、又は変更した場合（変更の内容が軽易なものを除く。）

(オ) タンクの容量を増減し、危規則第3条に定める空間容積内で処理できない場合

(カ) 危政令及び危規則で定める製造所等の附属設備を増設し、又は変更した場合（変更の内容が軽易なものを除く。）

(2) 前(1)による不適合事項であっても、当該検査終了までに申請書どおりに補修等がなされ、完成したときは、不適合処分としないこと。

(3) 前(1)に掲げる以外の場合においては、不適合とせず、資料提出又は図面訂正により処理すること。

6 完成検査済証の再交付申請

(1) 危政令第8条第4項の規定により、完成検査済証を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損した場合は、その再交付を申請することができる。

(2) 再交付を受けた者は、亡失した完成検査済証を発見した場合は、これを10日以内に提出すること。

第4 譲渡又は引渡届

1 譲渡又は引渡となる契約の内容の例

(1) 管理委託契約が締結された場合【S58 消防危 119】

賃借契約の締結等により管理の主体が移転する場合で、運営管理に伴う保安上の責任及び製造所等の変更権が受任者に移転すること等が特約されている場合は、引渡となる。

(2) 会社等が合併された場合

設置者である会社が、吸収合併又は新設合併された場合は、存続会社又は新設会社が譲渡を受けた者となる。

2 譲渡又は引渡の証明

(1) 譲渡の証明

譲渡の登記の写し若しくは譲渡契約書の写し又は譲渡人の発行した所有権を移転した旨の証明書を添付すること。ただし、譲渡したことが明白な場合は、当該届出書の「譲

渡又は引渡をした者」の欄に、当該譲渡人の印が押印されていることをもって証明書等の添付を省略することができる。

(2) 引渡の証明

引渡に係る契約書の写し又は引渡人の発行した引渡の契約がなされた旨の証明書を添付すること。

3 移動タンク貯蔵所譲渡の特例

第 15 移動タンク貯蔵所に係る申請等の規定によること。

4 譲渡又は引渡とならない例

次の場合は、軽微変更届出書により資料を提出すること。

(1) 製造所等の変更権を伴わない管理者の変更

ア 雇用契約が締結されている従業員に管理権を委任した場合

イ 製造所等の管理を他人に委任した場合

(2) 設置者の名称変更

ア 同一組織内の所管変更により、設置者が変更した場合

イ 国又は地方公共団体等の製造所等で、庁、部局等の長が設置者となっているもので組織内の所管変更により、設置者が他の庁、部局等の長に変更された場合

ウ 設置者である会社等の名称を変更した場合

第 5 品名、数量又は指定数量の倍数変更届等

1 品名、数量又は指定数量の倍数変更

(1) 品名、数量又は指定数量の倍数変更届は、現に許可を受けている位置、構造及び設備に変更がなく、危険物の品名、数量又は指定数量の倍数の変更だけを行う場合とする。

ただし、指定数量の倍数の変更に伴い保有空地の増大が必要となる場合は変更許可が必要となり、減少する場合は倍数変更届への図面の添付が必要となる。

(2) 品名の記載のみでは指定数量が不明な物品については、危険物データベース登録確認書又は確認試験結果報告書等を添付すること。

(3) 危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令（昭和 63 年政令第 358 号）及び危

危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令（平成元年省令第5号）の附則により、当該製造所等に係る指定数量の倍数が、平成2年5月23日における指定数量の倍数を超えないことを条件に新たな基準を適用しないこととされている製造所等については、当該指定数量の倍数を超えないこと。

2 危険物以外の物品の貯蔵の届出について

危険物以外の物品を貯蔵する場合、届出は以下のとおりとする。

- (1) 危規則第38条の4第1号（へを除く。）及び第2号（危険物に該当しない不燃性の物品は除く。）に係る物品については、その物品名及び数量を品名、数量又は指定数量の倍数変更届により届け出ること。
- (2) 危規則第38条の4に定めるもののうち、前（1）以外の物品及び必要最小限度の危険物の貯蔵に伴い必要なパレット等の貯蔵用資材、段ボール等の梱包用資材、空容器類、フォークリフト等の荷役機器、油吸着マット等の防災資機材等を貯蔵する場合は、その物品及び数量を軽微変更として届け出ること。

3 化学名の変更について

同一品名のうち化学名を変更するときは、軽微変更届書により届け出ること。

第6 廃止届等

1 廃止届の留意事項

- (1) 届出者は、設置者と同一人であること。
- (2) 廃止届には、規則第9条の規定により最新の完成検査済証、タンク検査済証及び許可書を添付すること。なお、紛失等により添付できないときは理由書を提出すること。
- (3) 「廃止年月日」の欄は、製造所等の用途を廃止した日であり、届出年月日と同一日又はそれ以前の日付とすること。
- (4) 廃止届を受理したときは、現地調査等により当該製造所等に危険物が存在していないことを確認すること。
- (5) 「残存危険物の処理」の欄には、火災・爆発等の事故防止のため危険物施設内に可燃性混合気が滞留しない状態とした等の処理をした方法を記載すること。【H17 消防危 14】

(6) 地下貯蔵タンクの用途を廃止するときにあつては、「地下貯蔵タンクの用途廃止に係る安全管理指針」に基づく処理の実施を指導すること。【H3 消防危 78】◆

2 設置又は変更の中止等の処理

(1) 製造所等の設置又は変更許可申請書の受付後で、許可前に設置又は変更計画を中止しようとするときは、その旨を記した書面を提出すること。

(2) 製造所等の設置許可後、完成検査前に設置工事を完全に中止しようとするときは、その旨を記した書面を提出すること。

(3) 変更許可を受けた製造所等が計画の変更等により完成検査前に変更前の状態に復帰しようとする場合は、原則として従前の状態に復帰する変更許可申請によること。ただし、当該変更許可に係る部分が従前の状態である場合には、その旨を記した書面を提出すること。

3 設置者が所在不明になった場合の処理

(1) 製造所等が消滅した場合

製造所等の施設が取り壊されて設置場所に現存せず、しかも設置者の所在不明等により廃止届が提出されないときは、現地調査を行い、施設が存在しないことを証する調書を作成の上調査書にその旨を記載し、廃止処理すること。

(2) 事実上廃止状態にある場合等

製造所等は現存するが現在使用されず、事実上廃止状態にある場合又は設置許可後、長期間にわたり工事に着手していない場合で、かつ、当該製造所等の設置者が所在不明等により廃止届又は許可の取消し願が提出されないときは、許可の撤回を行うこと。この場合、民法第 98 条に規定する公示送達により処理すること。ただし、設置時の所有者が所在不明であっても現在の所有者の所在が明らかな場合は、現所有者に譲渡に関する関係書類を添えた譲渡届を提出させ、続いて廃止届又は許可の取消し願を提出させること。

第7 資料提出（軽微変更届）等

1 変更許可を要しない変更工事の範囲

(1) 基本的事項【H14 消防危 49】

ア 製造所等の変更工事が法第10条第4項の位置、構造及び設備の基準（以下「基準」という。）に関係する場合は、法第11条後段の規定に基づき原則として変更許可が必要である。ただし、基準と関係が生じても変更の内容が軽微であるものについては変更許可を要しない場合がある。

イ 変更工事を行う部分が製造所等を構成する部分のうち危険物以外の物質を貯蔵し、又は取り扱う部分（以下「非対象設備」という。）については、位置の基準並びに消火設備及び警報設備の基準以外の基準の適用はないので、非対象設備のみの変更が行われる場合において位置又は消火設備若しくは警報設備に変更を生じないものについては、変更の許可を要しないものであるが、危険物を貯蔵し、若しくは取り扱う部分（以下「対象設備」という。）又は対象設備と非対象設備の両方の部分に関しても行われる工事については、位置、構造及び設備の基準との関連により変更許可を要するかどうかについて判断する必要がある。

ウ 製造所等を構成する機器は相互に密接に関連しつつ一体として施設を構成しており、また、内容もさまざまであることから、変更が行われる結果基準の内容と関係が生じるかどうかは、すべて事前に明白であるわけではなく、他方、形式的には基準の内容と関係が生じる場合においても、その内容が軽微であるために保安上の問題が生じないものまで変更許可を要することとするのは、申請者に負担をかけるだけで、事務の効率的な運用の観点からも適当でない。したがって、変更工事については、その形態に応じ資料等による確認を実施し、若しくは、当該変更工事が、基準の内容と関係が生じないものであることが明白である場合又は保安上形式的には基準の内容と関係が生じるが、保安上の問題を生じさせないものであると判断できる場合には、当該変更工事を「軽微な変更工事」として変更許可を要しないものとする事ができる。

(2) 具体的運用に関する事項【H14 消防危 49】

ア 工事の内容が極めて軽微であることから、基準の内容と関係が生じないこと、又は、保安上の問題を生じさせないことが明白であるものについては、資料等による確認を要することなく、「軽微な変更工事」として変更許可を要しないこととすることがで

きるものとし、この場合においては、事後における資料等の提出も要しないものとする。

イ 基準の内容と関係が生じるかどうかについて確認する必要があるものについては、「確認を要する変更工事」として事前に工事の内容を資料等により確認をすることとし、この場合において、工事の内容が、基準の内容と関係が生じないものであること又は保安上の問題を生じさせないものであることが明らかになった場合は、「軽微な変更工事」として変更許可の手続きを要しないこととすることができるものとする。

変更工事が、保安上の問題を生じさせないものであると判断するための要件をあらかじめ一律に定めることは困難であるが、一般的には、少なくとも次の要件を満たす必要がある。

(ア) 変更工事に伴い、製造所等の許可に係る危険物の品名、数量又は指定数量の倍数の変更がないこと。

(イ) 変更工事に伴い、位置に係る技術上の基準に変更がないこと。

(ウ) 変更工事に伴い、建築物又は工作物の技術上の基準のうち、防火上又は強度上の理由から必要とされる基準に変更がないこと。

(エ) 変更工事に伴い、通常の使用状態において、可燃性蒸気又は可燃性微粉の滞留するおそれのある範囲の変更がないこと。

なお、この場合において資料等による確認を実施する範囲は、工事の内容を前記の観点から判断する上で必要な最小限のものとする。

ウ 工事の形態により、変更許可を要する工事とイの「確認を要する変更工事」とが同時に行われる場合には、変更許可申請時に資料等による確認を実施して差し支えないものである。この場合イの工事が軽微な変更工事となった場合には、当該工事に係る部分については、変更許可に係る完成検査は要しないものである。

エ 製造所等において行われる変更工事に係る判断のフローは「図1」に示すとおりである。また、「軽微な変更工事」及び「確認を要する変更工事」に関する具体的な判断資料については、「別添」のとおりであるが、別添に掲げられていない工事であっても、変更の程度がこれらの例の何れかと類似又は同等であると認められるものについては、前イ（ア）から（エ）の判断基準を参考に、同じ取扱いをして差し支えないものである。

(3) 火花を発生する器具の使用に係る手続き

変更工事に伴い溶接溶断等火花を発生する器具を使用する場合は、製造所等に係る火災等の災害防止のため、規則第 14 条第 1 項の規定により、その使用場所及び周囲の状況等に係る届出を求めることがある。

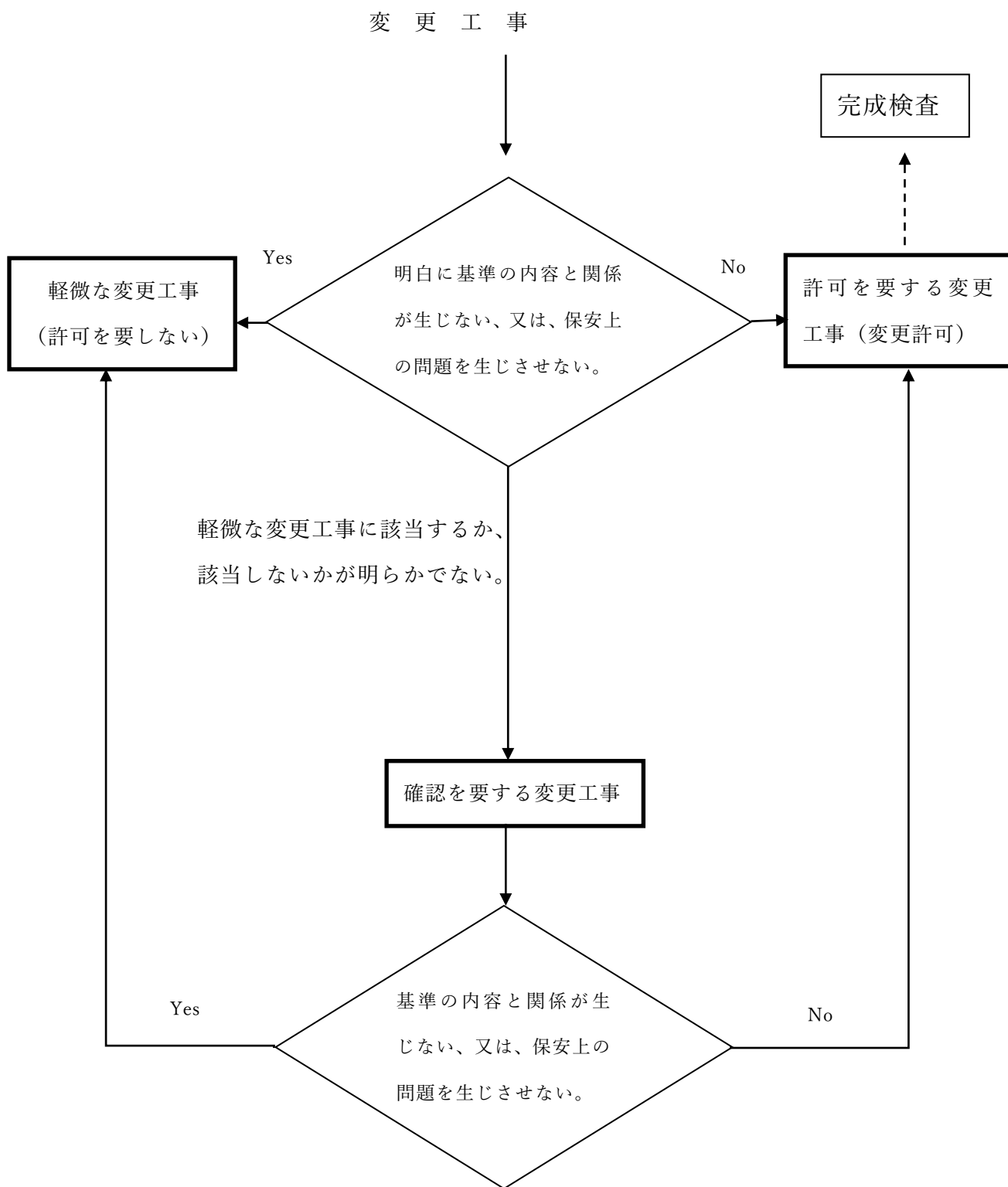
ただし、許可申請、法第 11 条第 5 項ただし書きの規定による申請において、溶接溶断等火花を発生する器具の使用場所等が確認できる場合は、同様の届出を重複して求めることがないようにすること。

(4) その他

予防規程を定めなければならない製造所等において、「軽微な変更工事」を実施した場合は、危規則第 60 条の 2 第 1 項第 13 号の規定に従い、製造所等の位置、構造及び設備を明示した書類又は図面に、実施日及び内容等を記録しておくこと。

なお、予防規程を定めなければならない製造所等から除かれるものにあっても、「軽微な変更工事」を実施した場合は、同様に明らかにしておくことが望ましいものであること。

図1 製造所等において行われる変更工事に係る判断のフロー



別添

第1 定義

1 変更工事の区分

変更工事は、「取替」、「補修」、「撤去」、「増設」、「移設」、及び「改造」に区分する。

2 取替等の定義

(1) 取替

製蔵所等を構成する機器・装置等を既設のものと同等の種類、機能、性能等を有するものに交換し、又は造り直すことをいい、「改造」に該当するものを除く。

(2) 補修

製蔵所等を構成する機器・装置等の損傷個所等の部分を修復し、現状に復することをいい、「改造」に該当するものを除く。

(3) 撤去

製蔵所等を構成する機器・装置等の全部又は一部を取り外し当該施設外に搬出することをいう。

(4) 増設

製造所等に、新たに機器・装置等の設備を設置することをいう。

(5) 移設

製造所等を構成する機器・装置等の設置位置を変えることをいう。

(6) 改造

現に存する製造所等を構成する機器・装置等の全部又は一部を交換、造り直し等を行い当該機器・装置等の構成、機能、性能を変えることをいう。

表1 具体的例示

	対象	構造・設備等	補足	名称	増設	移設	回送	取替	補修	撤去	備考 (△とされているものについて、軽微な変更工事となる場合の確認事項例)
1	建築物・工作物	建築物		屋根・(キャンピーを含む)、壁、柱、床、はり等					○		
2	建築物・工作物	建築物		防火上重要でない間仕切り壁	△	△	△	○	○	△	・他の壁の構造基準に変更がないこと ・消火設備、警報設備及び避難設備に変更がないこと (ただし、消防用設備の軽微な工事の範囲は除く)
3	建築物・工作物	建築物		内装材				○	○	○	
4	建築物・工作物	建築物		防火設備				○	○		
5	建築物・工作物	建築物		ガラス・窓・窓枠				○	○		
6	建築物・工作物	建築物		階段				○	○		
7	建築物・工作物	工作物		保安距離・保有空地の代替措置の壁・隔壁					○		
8	建築物・工作物	工作物		架構					○		

9	建築物・ 工作物	工作物		配管・設備等 の支柱・架台、 耐火措置				△	○		・配管・設備 の耐震計算等 に変更がない こと ・耐火性能、 耐火被覆材 料、施工方法 に変更がない こと
10	建築物・ 工作物	工作物		歩廊・はしご				○	○		
11	建築物・ 工作物	保有 空地		植栽	△	△	△	○	○	○	保有空地に係 る基準に変更 がないこと
12	タンク 等	基礎等		犬走り・法 面・コンクリ ートリング						△	ひび割れに対 するパテ埋め 又はこれと同 等のもの
13	タンク 等	基礎等		地下タンク上 部スラブ						△	ひび割れに対 するパテ埋め 又はこれと同 等のもの
14	タンク 等	構造等		屋根支柱・ラ フター・ガイ ドポール等						△	タンク重量の 増減による耐 震計算等に変 更がないこと
15	タンク 等	構造等	耐火	屋外タンクの 支柱の耐火措 置				○	○		
16	タンク 等	構造等		階段・はし ご・手摺り等				△	○		タンク重量の 増減による耐 震計算等に変 更がないこと
17	タンク 等	設備等		タンク元弁				○	○		
18	タンク 等	設備等		通気管（地上 部分に限る）				△	○		

19	タンク等	設備等	加熱装置	サクションヒーター・ヒーターコイル等の加熱配管等（蒸気・温水等を用いたものを除く）				△	○		・管径・板厚、材質、経路の変更がないこと ・危険物の取扱いに変更がないこと ・加熱の状態、方法等に変更がないこと
20	タンク等	設備等	加熱装置	サクションヒーター・ヒーターコイル等の加熱配管等（蒸気・温水等を用いたものに限る）				○	○		
21	タンク等	設備等		内面コーティング（屋外タンクを除く）	△	△	△	○	○	△	・貯蔵危険物とコーティングの組合せが不適切でないこと ・タンクからの漏えいを誘発するおそれのないこと
22	タンク等	設備等		雨水侵入防止措置	○	○	○	○	○	○	
23	危険物設備等	配管等		配管（地下配管・移送取扱所を除く）				△	△	△	・管径・板厚、材質、経路の変更がないこと ・危険物の取扱いに変更がないこと

24	危険物設備等	配管等		配管（地下配管・移送取扱所を除き、フランジで接続されたものに限る。）				○	△	△	
25	危険物設備等	配管等		配管のベントノズル・ドレンノズル・サンプリングノズル等（移送取扱所を除く）	△	△	△	○	○	○	・管径・板厚、材質、経路の変更がないこと ・危険物の取扱いに変更がないこと
28	危険物設備等	配管等	配管加熱	配管の加熱装置（蒸気・温水等を用いたものに限る。）				○	○		
29	危険物設備等	配管等	配管加熱	配管の加熱装置（蒸気・温水等を用いたものを除く。）				△	○		熱媒体となる物質に変更がないこと
30	危険物設備等	配管等		配管ピット・注入口ピット・地下配管接合部の点検ます				○	○		
31	危険物設備等	移送取扱所（施設別）		漏洩検知口				○	○		
32	危険物設備等	移送取扱所（施設別）		漏洩検知装置				△	○		

33	危険物設備等	機器等		ポンプ設備 (移送取扱所を除く)				△	○	△	・危険物の取扱いに変更がないこと ・電気機器の場合、可燃性蒸気の滞留おそれのある範囲に設置しないこと
34	危険物設備等	機器等		熱交換器				○	○	△	危険物の取扱いに変更がないこと
35	危険物設備等	機器等		熱交換器に付属する送風設備(電動機を除く)散水設備等				○	○		
36	危険物設備等	配管等		配管に設ける弁(移送取扱所を除く)				○	○	△	危険物の取扱いに変更がないこと
37	危険物設備等	機器等		攪拌装置(電動機を除く)				○	○	△	危険物の取扱いに変更がないこと
38	危険物設備等	機器等		炉材				○	○		
39	危険物設備等	機器等		反応器等の覗き窓ガラス(サイトグラス)				○	○		
40	危険物設備等	機器等		加熱・乾燥装置に付属する送風・集塵装置(電動機を除く)				○	○	△	可燃性の蒸気又は微粉の送風・集塵方法に変更がないこと
41	危険物設備等	機器等		波返し・とらい・受け皿等飛散防止装置				○	○	△	危険物の漏れ、あふれ又は飛散に対する措置に変更がないこと

42	危険物設備等	機器等		ローディングアーム・アンローディングアーム（移送取扱所を除く）				△	○	△	電気機器の場合、可燃性蒸気の滞留のおそれのある範囲に設置しないこと
43	危険物設備等	機器等		ローラーコンベア等危険物輸送設備（電動機を除く）				○	○	△	危険物の取扱いに変更がないこと
44	危険物設備等	機器等		可燃性ガス回収装置				△	○	△	可燃性ガス回収の保安管理に変更がないこと
45	危険物設備等	機器等	保温	保温（冷）材（屋外タンク貯蔵所の本体に係るものを除く）				○	○	△	保温（冷）材の撤去により、危険物の温度変化による危険性を増さないこと
46	危険物設備等	機器等		排出設備（ダクト等を含む）				△	○		電気機器の場合、可燃性蒸気の滞留のおそれのある範囲に設置しないこと
47	危険物設備等	機器等		換気設備（ダクト等を含む）				○	○		
48	危険物設備等	機器等	防食	電気防食設備				○	○		
49	危険物設備等	制御装置・安全装置等	計装機器	圧力計・温度計・液面計等現場指示型計装設備	△	△	△	○	○	○	・危険物の取扱いに変更がないこと ・新たに配管又はタンクにノズルを設ける等変更がないこと

50	危険物設備等	制御装置・安全装置等	安全弁等	安全弁・破裂板等安全装置				○	○		
51	危険物設備等	制御装置・安全装置等	計装機器	温度・圧力・流量等の調整等を行う制御装置（駆動源・予備動力源を含む）				△	○		危険物の取扱いに変更がないこと
52	危険物設備等	制御装置・安全装置等	安全弁等	緊急遮断（放出）装置（安全弁等を除く）反応停止剤供給装置等の緊急停止装置（駆動源・予備動力源・不活性ガス封入装置等を含む）				△	○		緊急停止等に係る正業条件に変更がないこと
53	危険物設備等	制御装置・安全装置等		地下タンクのマンホールプロテクター	△	△	△	△	○	△	上部スラブの変更を伴わないもの
54	防油堤・排水設備等	防油堤		防油堤（仕切堤）を含む					△		・ひび割れに対するパテ埋め又はこれと同等のもの ・配管等の変更を伴わないこと

55	防油堤・排水設備等	防油堤		防油堤水抜弁	△	△	△	○	○	△	<ul style="list-style-type: none"> ・水抜弁を複数にすること ・複数の弁のうち、撤去しても基準を満足すること ・防油堤の技術上の基準委抵触しないこと
56	防油堤・排水設備等	防油堤		防油堤水抜弁の開閉表示装置	△	△	△	○	○	△	<ul style="list-style-type: none"> ・水抜弁の開閉を複数にすること ・複数の開閉表示のうち、撤去しても基準を満足すること
57	防油堤・排水設備等	防油堤		防油堤の階段（防油堤と一体構造のもの）				△	○		<ul style="list-style-type: none"> ・防油堤の基礎等の変更を伴わないこと ・危規則第22条第2項第16号の規定に基づくものではないこと
58	防油堤・排水設備等	防油堤		防油堤の階段（防油堤と一体構造でないもの）	△	△	△	○	○	△	<ul style="list-style-type: none"> ・防油堤の基礎等の変更を伴わないこと ・危規則第22条第2項第16号の規定に基づくものではないこと
59	防油堤・排水設備等	排水溝等		排水溝・ためます・油分離槽・囲い等				△	○		

60	防油堤・排水設備等	排水溝等		危険物が浸透しない材料で覆われている地盤面・舗装面（地下タンクの上部スラブを除く）（					○		
61	電気設備	電気設備		電気設備	△	△	△	○	○	△	電気機器の場合、可燃性蒸気の滞留のおそれのある範囲に設置しないこと
62	電気設備	避雷設備		避雷設備				○	○		
63	電気設備	電気設備		静電気除去装置				○	○		
64	消火設備・警報設備	消火設備		ポンプ・消火薬剤タンク				△	○		
65	消火設備・警報設備	消火設備		1～3種消火設備（散水・水幕設備を含む）の配管				△	○		
66	消火設備・警報設備	消火設備		1～4種消火設備の弁・ストレーナー・圧力計等				○	○		
67	消火設備・警報設備	消火設備		4・5種消火設備	△	△	△	○	○		自主設置に係るもの
68	消火設備・警報設備	消火設備		消火薬剤				○			
69	消火設備・警報設備	警報設備		警報設備（自動火災報知設備の受信機・感知器を除く）	△	△	△	○	○		警戒区域に変更がないこと

70	消火設備・警報設備	警報設備		自動火災報知設備の受信機				○	○		
71	消火設備・警報設備	警報設備		自動火災報知設備の感知器				○	○		
72	その他	標識・掲示板		標識・掲示板	△	△	△	○	○		自主的に増設するもの
73	一般取扱所			ボイラー・炉等のバーナーノズル				○	○		
74	一般取扱所			塗装機噴霧ノズル・ホース等				○	○		
75	一般取扱所			運搬容器の充てん設備（固定注油設備）				○	○	△	危険物の取扱いに変更がないこと
76	一般取扱所			分析計（キュービクル内取付を含む）[分析計（例）サルファー分析計・ガスクロマトグラフィ等]				○	○	○	
117	一般取扱所	その他設備機器等		作業用広報設備（スピーカー）	○	○	○	○	○	○	
77	屋内貯蔵所			ラック式以外の棚				○	○	○	
78	屋内貯蔵所			ラック式棚				△	○		耐震計算等に変更がないこと
79	屋内貯蔵所			冷房装置等				△	○		電気機器の場合、可燃性蒸気の滞留のおそれのある範囲に設置しないこと

26	屋外 タンク 貯蔵所			可とう管継手 (認定品)				○			
27	屋外 タンク 貯蔵所			可とう管継手 (認定以外)				△			管径・経路の 変更がないこと
80	屋外 タンク 貯蔵所			ローリングラ ダー（浮き屋 根に設ける設 備）				△	○		タンク重量の 増減による耐 震計算等に変 更がないこと
81	屋外 タンク 貯蔵所			ポンツーン					△		タンク重量の 増減による耐 震計算等に変 更がないこと
82	屋外 タンク 貯蔵所			浮き屋根のウ ェザーシール ド（浮き屋根 に設ける設 備）				○	○		
83	屋外 タンク 貯蔵所			浮き屋根のシ ール材（浮き 屋根に設ける 設備）				△	○		タンク重量の 増減による耐 震計算等に変 更がないこと
84	屋外 タンク 貯蔵所			ルーフドレン （浮き屋根に 設ける設備）				△	○		タンク重量の 増減による耐 震計算等に変 更がないこと
85	屋外 タンク貯 蔵所		保 温	保温（冷）材				○	○		
86	屋内 タンク 貯蔵所			流出危険物自 動検知警報装 置				○	○		
87	地下 タンク 貯蔵所			犬走り							

88	屋外 タンク 貯蔵所			コーティング	△	△	△	△	○	△	・貯蔵危険物 とコーティン グの組合せが 不適切でない こと ・タンク底部 からの漏えい を誘発するお それのないこ と
89	屋内 タンク 貯蔵所			出入口の敷居					○	○	
90	簡易 タンク 貯蔵所			固定金具					○	○	
91	移動 タンク 貯蔵所			底弁・底弁の 手動・自動閉 鎖装置						○	
92	移動 タンク 貯蔵所			マンホール・ 注入口のふた					○	○	
93	移動 タンク 貯蔵所			マンホール部 の防熱・防塵 カバー					○	○	
94	移動 タンク 貯蔵所			品名数量表示 板	○	△	○	○	○		自主的に設置 するもの
95	移動 タンク 貯蔵所			Uボルト					○	○	
96	移動 タンク 貯蔵所			可燃性蒸気回 収ホース					○	○	
97	移動 タンク 貯蔵所			注油ホース (ノズル及び 結合金具を含 む)(積載式以 外)					○	○	

98	移動 タンク 貯蔵所			箱枠				△	△		・箱枠の溶接線補修であること ・重量の増減によるすみ金具等の荷重計算に変更がないこと
99	移動 タンク 貯蔵所	積載式		積載式の移動貯蔵タンクの追加	△						・ISO コンテナで国際海事機関が確認しているタンク ・タンク重量の増減によるすみ金具等の荷重計算に変更がないこと
100	屋外 貯蔵所			周囲の柵				○	○		
101	屋外 貯蔵所			ラック式柵				△	○		耐震計算等に変更がないこと
102	屋外 貯蔵所			固定分離槽				△	○		
103	屋外 貯蔵所			シート固着装置				○	○		
104	給油 取扱所	工作物等		防火塀					△		ひび割れに対するパテ埋め又はこれと同等のもの
105	給油 取扱所	工作物等		犬走り、アイランド等					△		ひび割れに対するパテ埋め又はこれと同等のもの
106	給油 取扱所	工作物等		サインポール・看板等(電気設備)	△	△	△	○	○	○	可燃性蒸気の滞留おそれのある範囲に設置しないこと

107	給油 取扱所	工作物 等		日除け等（キ ャノピーを除 く）	△	△	△	○	○	○	可燃性蒸気の 滞留おそれの ある範囲に設 置しないこと
108	給油 取扱所	給油機 器等		給油量表示装 置	△	△	△	○	○	○	
109	給油 取扱所	給油機 器等		カードリーダ ー等省力機器	△	△	△	○	○	○	
110	給油 取扱所	給油機 器等		通気管のガス 回収装置				○	○	○	
111	給油 取扱所	給油機 器等		タンクローリ ー用アースタ ーミナル	△	△	△	○	○	△	
112	給油 取扱所	給油機 器等		固定給油（注 油）設備（認 定品に限る）			△	○	○	△	ホース長の変 更がないこと
113	給油 取扱所	その他 設備機 器等		混合燃料油調 合機・蒸気洗 浄機・洗車 機・オートリ フト等				△	○	△	可燃性蒸気の 滞留おそれの ある範囲に設 置しないこと
114	給油 取扱所	その他 設備機 器等		自動車の点検 等に使用する 機器等（オー トリフト等を 除く）	△	△	△	○	○	○	可燃性蒸気の 滞留おそれの ある範囲に設 置しないこと
115	給油 取扱所	その他 設備機 器等		セールスルー ム（含むショ ップ）内の電 気設備・給排 水設備	△	△	△	○	○	○	可燃性蒸気の 滞留おそれの ある範囲に設 置しないこと
116	給油 取扱所	その他 設備機 器等		セルフ給油所 の監視機器・ 放送機器・分 電盤・照明器 具				○	○		
118	販売 取扱所	その他 設備機 器等		延焼防止用の そで壁・ひさ し・垂れ壁				△	○		

119	販売 取扱所	その他 設備機 器等		棚				○	○	○	
120	移送 取扱所	その他 設備機 器等		土盛り等漏え い拡散防止設 備				○	○		
121	移送 取扱所	その他 設備機 器等		衝突防護設備				○	○		
122	移送 取扱所	その他 設備機 器等		ポンプ設備					△		
123	移送 取扱所	その他 設備機 器等		切替弁・制御 弁等				○	○		
124	移送 取扱所	その他 設備機 器等		緊急遮断弁				△	○		
125	移送 取扱所	その他 設備機 器等		ピグ取扱装置				△	○		
126	移送 取扱所	その他 設備機 器等		感震装置				△	○		
127	移送 取扱所	その他 設備機 器等		船舶からの荷 卸し又は荷揚 げに用いるロー ディングア ーム先端のカ プラー			△	○	○	△	ボルトにより 取付可能なもの
128	移送 取扱所	その他 設備機 器等		巡回監視車				○	○		

第8 火気使用工事届

規則第14条第1項に定める火気使用工事届で処理するものは、製造所等における修理、分解、清掃その他災害発生のおそれのある作業でおおむね次のものとする。

ただし、法第11条第5項ただし書に基づく仮使用の手続きによる場合は、当該届出は不要であること。

- 1 地下貯蔵タンク又は埋設配管等の点検等のため掘削工事をするとき。
- 2 屋外貯蔵タンク又は地下貯蔵タンクの点検のため内部を開放し、清掃するとき。
- 3 第7「資料提出（軽微な変更届）」による「資料の提出を要する軽微な変更工事」及び「資料の提出を要しない軽微な変更工事」のうち、溶接、溶断等火花を発生する器具等を使用する工事をするとき、又は、工事期間中の安全確認のため必要なとき。
- 4 前1から3に掲げる工事に準じる工事をするとき。

第9 仮使用承認申請

1 仮使用の承認範囲

- (1) 仮使用の承認対象は、変更工事に係る部分以外の部分で、当該変更工事においても火災の発生及び延焼のおそれが著しく少ない部分とする。
- (2) タンク内に危険物が貯蔵されているときは、危険物施設を使用していることとなるので、変更許可の際に仮使用の承認が必要となる。ただし、地下貯蔵タンクに限り、火災予防上必要な措置が講じられ、かつ、取り扱い行為等がない場合は、当該タンクに危険物が残存していても、使用していないものとみなすことができる。

2 承認条件等

仮使用を承認する場合は、工事の規模、内容等の実態に応じ、次に掲げる事項のうち必要と認める事項について適合していなければならない。

(1) 各種工事に共通する事項

ア 安全な工事工程計画

災害防止のため、無理のない作業日程、工事工程等が組まれていること。

イ 安全管理組織の確立

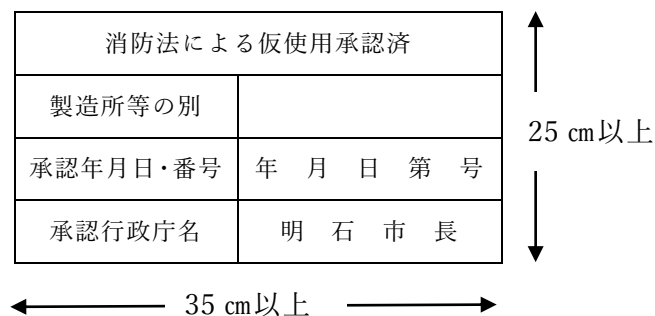
(ア) 施設側事業所及び元請、下請等の工事業者すべてを対象とした安全管理組織が編成され、責任体制の明確化が図られていること。

(イ) 災害発生時又は施設に異常が生じた場合など緊急時における対応策が確立されていること。

(ウ) 火気管理

- a 火気又は火花を発生する器具を使用する工事及び火花の発生するおそれのある工事が行われないこと。ただし、火災予防上、有効な措置が講じられている場合を除く。

- b 火気使用の範囲及び設備内容が明確であること。
 - c 火気使用場所に、消火器等が配置されていること。
- (エ) 工事場所は、工事に必要かつ十分な広さが保有できるものであること。なお、給油取扱所については、業務の特殊性から、上記工事場所以外の場所に、自動車等の給油業務に支障のない広さの空地が確保されていること。
- (オ) 工事場所と仮使用場所の区画
- a 工事場所と仮使用場所とは、工事内容に応じた適切な防火区画等を設け、明確に区分されていること。
 - b 仮使用場所の上部で工事が行われる場合は、工具等の落下を防止するため、仮設の水平区画が設けられていること。
 なお、当該区画及びこれを支える仮設の柱等には不燃材料（危政令第9条第1項第1号に規定する不燃材料をいう。以下同じ。）が用いられ、区画の大きさは仮使用場所の実態に応じたものであること。
 - c 仮使用場所から危険物又は可燃性蒸気が工事場所に流入しないよう有効な措置が講じられていること。
 - d 工事場所の周囲には、仮囲い、バリケード、ロープ等を設けるなど、関係者以外の者が出入りできないような措置が講じられていること。
- (カ) 照明及び換気
 工事に用いる照明器具等は、火災予防上支障のないものを使用するとともに、工事現場は必要に応じて換気が十分に行われること。
- (キ) 仮施設・設備等の安全措置
 工事に伴い、仮設の塀、足場、昇降設備、電気設備等を設置する場合にあっては、危険物施設に危害を及ぼさないような安全対策が講じられていること。
- (ク) 代替設備の設置
 防火塀、排水溝、油分離装置、通気管等の危政令基準による設備を撤去し、又は機能阻害する場合には、これに代わる仮設設備が危政令基準に適合するように設けられていること。
 なお、この場合において、仮設設備に係る変更許可申請は不要とする。
- (ケ) 仮使用の承認を受け、仮使用を開始する場合には、当該仮使用をする場所の見やすい箇所に仮使用承認を受けている旨の掲示板が掲出されていること。



(コ) 作業記録の保管

作業経過、検査結果等を記録し保管する等、工事の進行状況が把握できる体制が確保されていること。

(2) 作業内容別事項

ア 危険物の抜取り作業等

(ア) 可燃性蒸気をみだりに放出させない措置が講じられ、随時、周囲の可燃性蒸気等の有無をチェックする体制が確保されていること。

(イ) 危険物を抜き取り後、設備又は配管内の可燃性蒸気等が完全に除去され、又は不活性ガス等による置換が行われていること。

(ウ) 静電気による災害が発生するおそれのある危険物を容器等に受け入れる場合は、当該容器等を接地し、又は危険物の流速を制限する等の静電気による災害を防止する措置が講じられていること。

イ 溶接、溶断

(ア) 溶接、溶断を行う設備・配管と他の部分とは確実に遮断されるとともに、溶接、溶断を行う部分は、危険物等可燃性のものを完全に除去すること。

(イ) 溶断等の際、火花、溶滴等が飛散し、又は落下することなどにより、周囲の可燃物に着火するおそれのある場所には、必要な保護措置が講じられていること。

ウ その他

その他工事の内容に応じた必要な保安措置を講ずること。

3 承認申請の時期

(1) 仮使用承認申請は、変更許可申請と同時に受け付けることができる。

(2) 変更許可に係る工事に着手する前までに承認を受けていること。

4 変更許可と仮使用承認との関係

(1) 一連の変更工事を一の変更許可で行う場合の仮使用について

ア 施設の部分的な変更に係るもの

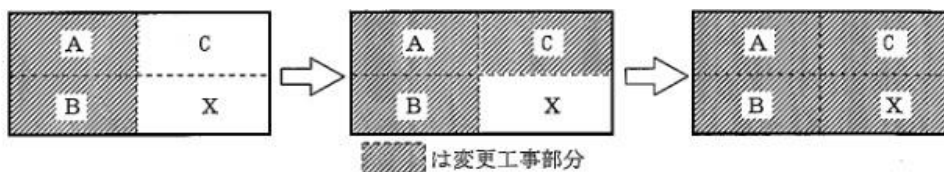
次図の斜線で示す部分の変更工事がA、B及びCと段階的に行われることが計画上明確となっている場合は、1件の仮使用承認として扱うものとし、危規則第5条の2に規定する申請書に一括して記載されていること。

なお、この場合の仮使用範囲は段階的に縮小していくものであり、仮使用範囲は拡大しないこと。



例示の場合、変更工事の進行に伴う仮使用部分は、次のようになる。

- ① 変更工事部分がAの時は、B、C及びXの部分となる。
- ② 変更工事部分がAからBに進行した時は、C及びXの部分となる。
- ③ Bの変更工事に引き続き、変更工事部分がCとなる場合における仮使用部分はX部分となる。



イ 施設全体の変更に係るもの

変更工事が次図のように段階的に行われ最終的に施設全体に及ぶ場合でも、仮使用ができるものであること。

(2) 複数の変更工事を複数の変更許可で行う場合の仮使用について

ア 複数の変更工事について

一の製造所等における複数の変更工事については、変更工事ごとに変更許可をすることができるものであること。この場合、一の変更工事とするか複数の変更工事とするかは、設備機器の配置や関連性から判断するものであり、複数の変更許可として申請する場合、個々の変更工事についての関連を判断するため、工事計画書等により確認すること。

また、複数の変更許可申請ができるものとは、変更工事を終了した部分が完成検査を実施した後、当該部分が技術上の基準に適合した施設として稼働することができることを原則とする。

イ 仮使用について

一の製造所等で、複数の変更工事が行われている場合における仮使用については、現に変更工事が行われている部分を確実に把握し、工程や作業日程に無理がなく、複数の工事箇所における危険要因が相互に把握され、必要な安全対策が講じられている等、製造所等全体の安全を確認したうえ、承認する必要があること。

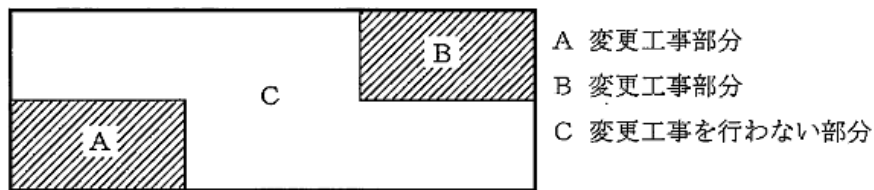
なお、複数の変更許可に伴う仮使用承認場所は、現に変更工事を行っている部分以

外の部分や変更工事が終了し完成検査済証が交付された部分であり、製造所等の一施設に一の申請とする。この場合、複数の変更許可申請のうち、最も早く完成が予定されている変更許可申請を代表として仮使用承認の申請をするよう指導する。◆

また、一の仮使用承認申請により、当該製造所等の現に変更工事を実施していない全ての部分（変更工事が終了し完成検査済証が交付された部分及び変更許可されたが未だ変更工事に着手していない部分を含む。）の仮使用を承認することができる。

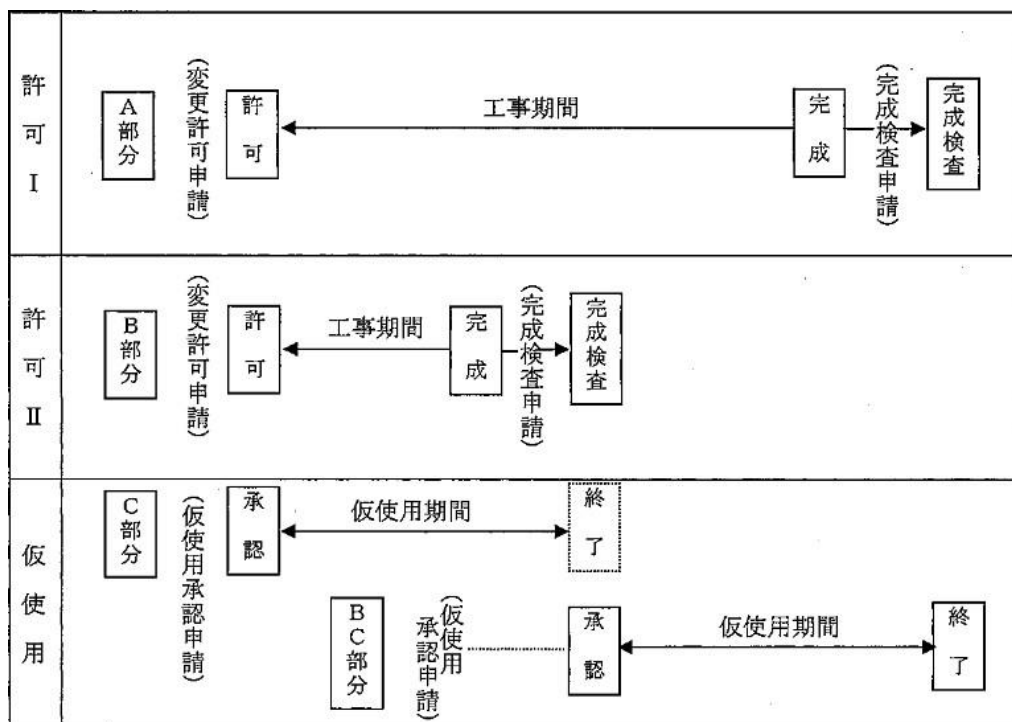
ウ 複数の変更工事について、それぞれの変更許可で行う例

一の製造所等において複数の変更工事が行われる場合の仮使用承認の取り扱いについては次のとおりである。



(ア) 工事期間が重複する複数の変更工事の場合（一の変更工事終了後、その部分についても仮使用を行う場合）

複数の変更工事を工事期間に重複して実施する場合、一の変更工事の完成検査済証が交付された後であれば、改めて仮使用承認申請を行うことにより、当該完成部分を含めた部分について仮使用承認をすることができる。



- a A部分及びB部分ごとの変更許可申請について、それぞれ許可I及び許可IIを行うとともに、変更部分以外のC部分の仮使用を承認する。

(留意事項)

最初の仮使用承認の際には、仮使用承認申請書の「変更の許可年月日及び許可番号」の欄に、許可I及び許可IIの両方に係るものであることが明記されていること。

- b B部分の工事終了後、当該部分の完成検査を実施し、完成検査済証を交付する。
c B部分及びC部分の仮使用を承認する。

(留意事項)

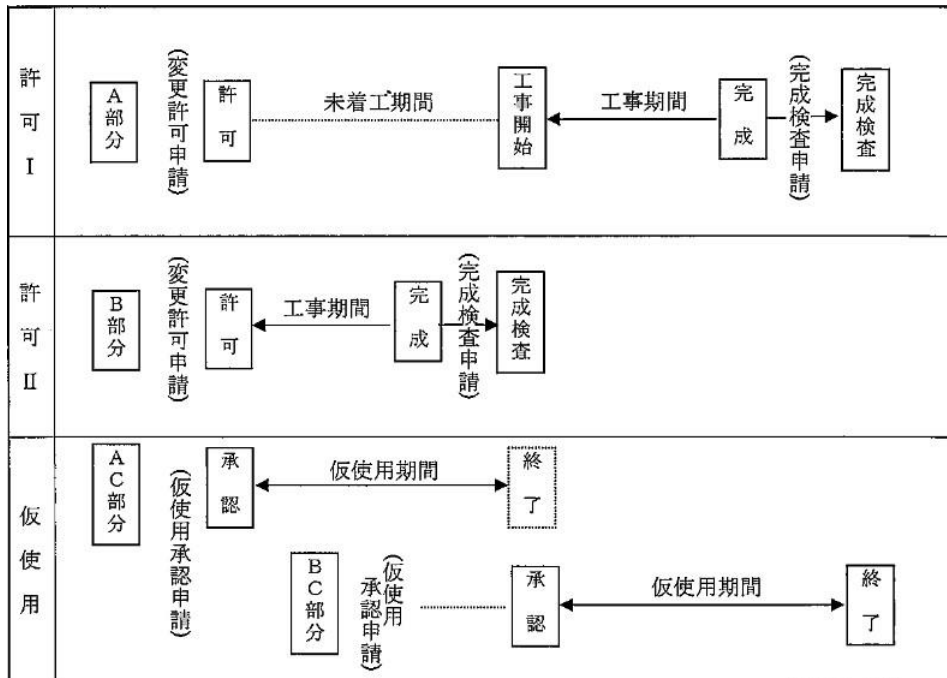
先行して完成したB部分について新たに仮使用を認める場合は、既に承認している仮使用に代えて、新たにB部分及びC部分の仮使用承認が行われること。

また、仮使用承認申請書の「変更の許可年月日及び許可番号」の欄に、許可Iに係るものであることが明記されていること。

(イ) 工事期間の重複しない複数の変更工事の場合

複数の変更工事の工事期間が重複しない場合、後に変更する部分を含めて仮使用承認することができる。

また、変更工事が完成した後であれば、当該完成部分を含めて仮使用を承認申請することができる。



- a A部分及びB部分ごとの変更許可申請について、それぞれ許可I及び許可IIを行うとともに、許可IIの変更工事部分以外の部分（A部分及びC部分）の仮使用を承認する。この場合、許可の時期は同時期でない場合もある。

(留意事項)

最初の仮使用承認の際には、仮使用承認申請書の「変更の許可年月日及び許可番号」の欄に、許可Ⅱの変更許可番号等を記載することにより、許可Ⅱに係るものであることが明記されていること。

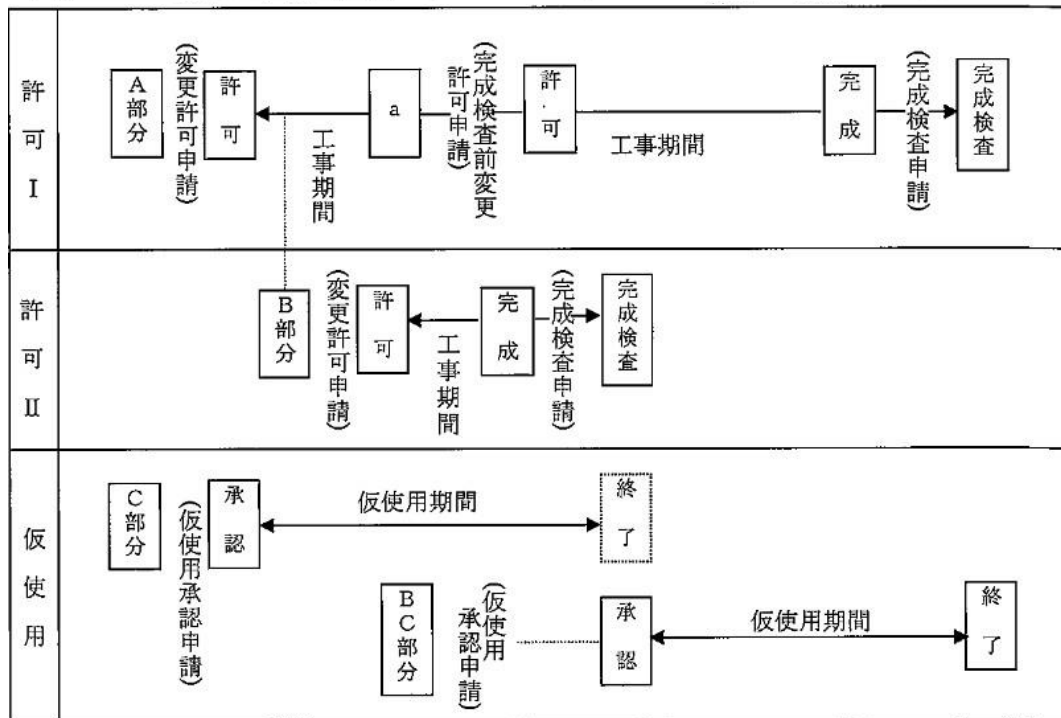
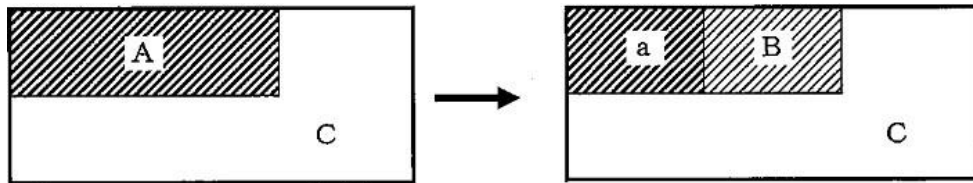
- b B部分の工事終了後、当該部分の完成検査を実施し、完成検査済証を交付する。
- c A部分の工事が開始されるにあたり、B部分及びC部分の仮使用を承認する。

(留意事項)

先行して完成したB部分について新たに仮使用を認める場合には、既に承認している仮使用に代えて、新たにB部分及びC部分の仮使用承認が行われるものであること。

また、仮使用承認申請書の「変更の許可年月日及び許可番号」の欄に、許可Ⅰの変更許可番号等を記載することにより、許可Ⅰに係るものであることが明記されていること。

- d A部分の工事終了後、当該部分の完成検査を実施し、完成検査済証を交付する。
- エ 変更許可後の工事期間中に一部の完成検査を行い使用する例
変更許可後に完成検査前の変更許可を受け、当初の変更部分の一部を先行して完成した場合、当該完成部分を含めて仮使用承認申請することができる。



- a A部分の変更許可申請を許可Iで行うとともに、変更工事に係る部分以外の部分のC部分以外の仮使用を承認する。

(留意事項)

最小の仮使用承認は、仮使用承認申請書の「変更の許可年月日及び許可番号」の欄に、許可Iの変更許可番号等を記載することにより、許可Iに係るものであることが明記されていること。

- b B部分の工事が先に終了することになり、当該部分について先に完成検査を受けることとなった場合は、許可Iの工事範囲をa部分に縮小(許可a)するとともに、B部分の工事終了後、当該部分の完成検査を実施し、完成検査済証を交付する。

- c B部分及びC部分の仮使用を承認する

(留意事項)

先行して完成したB部分について新たに仮使用を認める場合は、既に承認している仮使用に代えて、新たにB部分及びC部分の仮使用承認申請が行われているものであること。

また、仮使用承認申請書の「変更許可年月日及び許可番号」の欄に、許可Iの変更許可番号等を記載することにより、許可Iに係るものであることが明記されていること。

- d a部分の工事終了後、当該部分の完成検査を実施し、完成検査済証を交付する。

第10 仮貯蔵及び仮取扱承認申請

法第10条第1項のただし書きに規定する危険物の仮貯蔵又は仮扱い(以下「仮貯蔵等」という。)については、次によること。

なお、タンクコンテナ又はドライコンテナによる危険物の仮貯蔵は、10「タンクコンテナ等による危険物の仮貯蔵」、11「タンクコンテナとドライコンテナの同一場所での仮貯蔵」によること。

1 仮貯蔵等の反復の制限

法定期間(10日間)が経過した後、仮貯蔵等を反復して承認しない。ただし、やむを得ない事由により、同一場所で仮貯蔵等を反復する必要がある場合は、この限りではない。

2 屋外における仮貯蔵等

屋外において仮貯蔵等を行うときは、次によること。

- (1) 屋外において承認してはならない危険物は、第一類のアルカリ金属の過酸化物に該当する危険物、第三類の危険物、第四類の特殊引火物に該当する危険物及び第五類の危険物とする。ただし、次の形態のものは除く。

ア ドライコンテナ内に第一類のアルカリ金属の過酸化物及び第三類の禁水性物質が

運搬容器に収納され、かつ、ドライコンテナ内に水が浸入しない措置が講じられているもの

イ ドライコンテナ内に第三類の自然発火性物質が運搬容器に収納されているもの

ウ ドライコンテナ内に第四類の特殊引火物が運搬容器に収納され、かつ、ドライコンテナ内の温度が保冷装置等により沸点又は発火点未満に保たれているもの

エ ドライコンテナ内に第五類の危険物が運搬容器に収納され、かつ、ドライコンテナ内の温度が保冷装置等により自己反応を起こさない温度に保たれているもの。

(2) 仮貯蔵等を行う場所の位置は、危険物の品名、数量及びその貯蔵又は取扱いの方法並びに周囲の状況から判断して、火災予防上安全と認められる場所であること。

(3) 仮貯蔵等を行う場所の周囲には柵等を設けて他の部分と明確に区画し、おおむね危政令第 16 条第 1 項第 4 号に定める保有空地の幅以上の空地を確保すること。ただし、火災予防上有効な措置を講じた場合は、この限りでない。

3 屋内における仮貯蔵等

屋内において仮貯蔵等を行うときは、次によること。

(1) 仮貯蔵等を行う場所の構造は、原則として耐火構造（危政令第 9 条第 1 項第 5 号に規定する耐火構造をいう。以下同じ。）又は不燃材料で造られた専用の建築物又は室とする。

(2) 電気設備は、電気工作物に係る法令の規定によること。

4 仮貯蔵等における危険物の貯蔵又は取扱いの基準

仮貯蔵等における貯蔵又は取扱いの基準は、危政令第 24 条から第 27 条に定める技術上の基準に準じて行うこと。

5 消火設備

仮貯蔵等を行う場所には、危険物の品名、数量等に応じた消火器等を設置すること。

6 標識、掲示板

仮貯蔵等を行う場所には、周囲の見やすい箇所に、「危険物仮貯蔵所」又は「危険物仮取扱所」である旨を表示した標識並びに仮貯蔵等の期間、危険物の類、品名、数量、危険物の性質に応じた注意事項及を記載した掲示板を掲げること。

なお、標識及び掲示板の大きさ並びに掲示板に表示する危険物に応じた注意事項は、危規則第 17 条、第 18 条に準じたものであること。

7 危険物取扱者の立会い

仮貯蔵等において、取り扱う危険物の数量が指定数量以上となる場合には、当該危険物の取扱い作業に危険物取扱者を立ち合わせるよう指導する。◆

8 危険物施設における仮貯蔵等

- (1) 危険物施設において、許可と異なる設備、方法等で、指定数量以上の危険物の貯蔵、取扱いを一時的に行う場合は仮貯蔵等の承認を要する。

この場合において、仮貯蔵と仮取扱いが一連の作業として実施される場合は、一の申請とすることができる。

- (2) 製造所又は取扱所において地下貯蔵タンクの清掃作業や点検作業等を実施するため、一時的に許可と異なる危険物の貯蔵、取扱いを行う場合には、当該作業で取り扱われる危険物の量に関係なく、仮貯蔵等の承認を要する。

- (3) 地下タンク貯蔵所において、地下貯蔵タンクから指定数量以上の危険物を抜き取る場合は、仮取扱いの承認を、また、抜き取った危険物をドラム缶等の容器に収納して一時的に貯蔵する場合は、仮貯蔵の承認を要する。

なお、危険物の量が指定数量の1/5以上指定数量未満となる場合は、少量危険物貯蔵取扱所として規制を受けることとなる。

- (4) 危険物施設において、震災時等に必要となる臨時的な危険物の貯蔵、取扱いを行おうとする場合の手続きは、仮貯蔵等の承認申請ではなく、次による。

ア 法第14条の2第1項により予防規程の作成が義務となる危険物施設（以下「予防規程対象施設」という。）においては予防規程に定めることにより行う。

イ 予防規程対象施設以外の危険物施設においては事前に資料を提出することにより行う。

9 基準の特例

- (1) 仮貯蔵等において、危険物の品名及び数量、危険物の貯蔵又は取扱いの方法並びに周囲の地形その他の状況等から判断して、火災の発生危険及び延焼のおそれ著しく少なく、かつ、火災等の災害による被害を最小限に止めることができると認めるときにおいては、前1から4までを適用しないことができる。

- (2) 酒造工場におけるアルコールの特例

酒造工場における添加用アルコールの一時貯蔵又は水割り作業の取扱いについては、次によることができる。

ア 棟を同一にするものの仮貯蔵等の承認申請はまとめて1件として申請できる。

イ 酒造期間中は、連続して仮貯蔵等の更新を認めることができる。

ウ 申請書に添付する図面は、あらかじめ仮貯蔵等を行う場所（棟及びタンクの番号）を記載した工場全体の平面図とし、申請書の所要欄に、棟及びタンクの番号を記載することにより、他の図面を省略することができる。

エ 仮貯蔵等を行う場所の内装は、不燃材料若しくは準不燃材料であるか、又はこれと同等以上の防火性能を有すること。

オ 水溶性の第4類危険物の火災に対応できる第4種又は第5種の消火器を、危険物及び建築物等に対する能力単位の数値が所要単位に達するように設けること。

カ アルコールの水割り槽は、原則として不燃性で、かつ、蓋を有するものであること。

キ 電気設備を設ける場合は、電気工作物に係る法令の規定に適合したものであること。

10 タンクコンテナ等による危険物の仮貯蔵【H4 消防危 52】【R4 消防危 275】

危険物を収納したタンクコンテナ又は箱型のコンテナ（ドライコンテナ、リーファーコンテナ等）（以下「タンクコンテナ等」という。）を荷積み待ち等により一定の場所に相当時間とどめる場合の危険物の仮貯蔵等は、次による。

（1）運用上の留意事項

ア 申請者が同一であれば、同一時期に同一場所で複数のタンクコンテナを仮貯蔵する場合は、一の仮貯蔵とすることができること。

イ タンクコンテナの安全性及び輸送工程の複雑さを考慮し、仮貯蔵の承認に係る事務の迅速化を図ること。

ウ 仮貯蔵の承認申請書に添付する書類については、次に掲げる事項を記載した必要最小限の書類にとどめること。

（ア）屋外での仮貯蔵

当該仮貯蔵所を含む敷地内の主要な建築物その他の工作物の配置及び周囲の状況を表した見取図

（イ）屋内での仮貯蔵

（ア）に定めるもののほか、建築物の仮貯蔵に供する部分の構造を表した図

エ 原則として仮貯蔵承認期間を過ぎて同一場所で仮貯蔵を繰り返すことはできない。ただし、台風、地震等の自然災害、事故等による船舶の入出港の遅れ、感染症等の影響により、船員や港湾労働者の確保ができないなど、港湾の稼働状況が悪化した結果による船舶の遅延鉄道の不通等の申請者等の責によらないやむを得ない事由により、仮貯蔵承認期間を過ぎても同一の場所で仮貯蔵を継続する必要がある場合は、繰り返して同一場所での仮貯蔵を承認できる。

オ 次の場合においては、新たな仮貯蔵又は仮取扱いの承認は要しない。

（ア）複合輸送において、船舶から貨車又は貨車から船舶へタンクコンテナ等を積み込むために、栈橋、岸壁若しくはコンテナヤードと同一又は隣接した敷地の鉄道貨物積卸場との間において、一時的にタンクコンテナ等を車両に積載して運ぶ場合

（イ）コンテナ船又は貨車の到着前に積載式移動タンク貯蔵所の設置又は変更許可を受けた場合において、コンテナ船又は貨車の到着後に完成検査を受けるためタンクコンテナを埠頭、コンテナヤード等に一時的にとどめる場合

（ウ）車両の駐停車が禁止されている等の事由により、コンテナヤード等で完成検査を受けることができない場合において、完成検査を受けるためタンクコンテナを車両に積載して同一又は隣接した別の場所に移動する場合

（2）技術上の基準等

ア 屋外における仮貯蔵

（ア）仮貯蔵場所

a 仮貯蔵場所は、湿潤でなく、かつ、排水及び通風のよい場所であること。

b 仮貯蔵場所の周囲には、3m以上の幅の空地进行を保有すること。ただし、危政令第9条第2項に定める高引火点危険物のみを貯蔵する場合又は不燃材料で造った防火上有効な塀を設けることにより安全であると認められる場合は、この限りでない。

c 仮貯蔵場所は、ロープ等で区画するか、白線等で表示すること。

(イ) 標識及び掲示板

a 標識

仮貯蔵場所には、見やすい箇所に「危険物仮貯蔵場所」である旨を表示した標識を設けること。

b 掲示板

仮貯蔵場所には、仮貯蔵期間、危険物の類、品名、貯蔵最大数量、貯蔵する危険物に応じた注意事項（「火気厳禁」、「禁水」等）、緊急時の連絡先を表示した掲示板を設けること。

(ウ) 消火設備

仮貯蔵場所には、原則として貯蔵する危険物に応じて危政令別表第5に掲げる第4種又は第5種の消火設備を、その能力単位の数値が危険物の所要単位の数値に達するように設けること。

(エ) 仮貯蔵中の火災予防に係る事項

a 仮貯蔵場所には、「関係者以外立入禁止」の表示を掲げる等、関係のない者をみだりに出入りさせないための措置を講じること。

b 仮貯蔵場所には、みだりに空箱その他の不必要な物件を置かないこと。

c 仮貯蔵中は、危険物以外の物品を貯蔵しないこと。

d タンクコンテナ等を積み重ねる場合は、同じ類の危険物を貯蔵するタンクコンテナ等に限るものとし、かつ、地盤面からタンクコンテナ頂部までは6m以下とすること。

e タンクコンテナ等の相互間には、点検のための間隔を設けること。

f 危険物の管理責任者は、適宜巡回し、タンクコンテナ等の異常の有無及びaからeまでを確認すること。

イ 屋内における仮貯蔵

(ア) 仮貯蔵場所

a 仮貯蔵場所は、壁、柱、床、はり及び屋根が耐火構造又は不燃材料で造られ、かつ、出入口に防火設備（危政令第9条第1項第7号に規定する防火設備をいう。以下同じ。）を設けた専用室とすること。

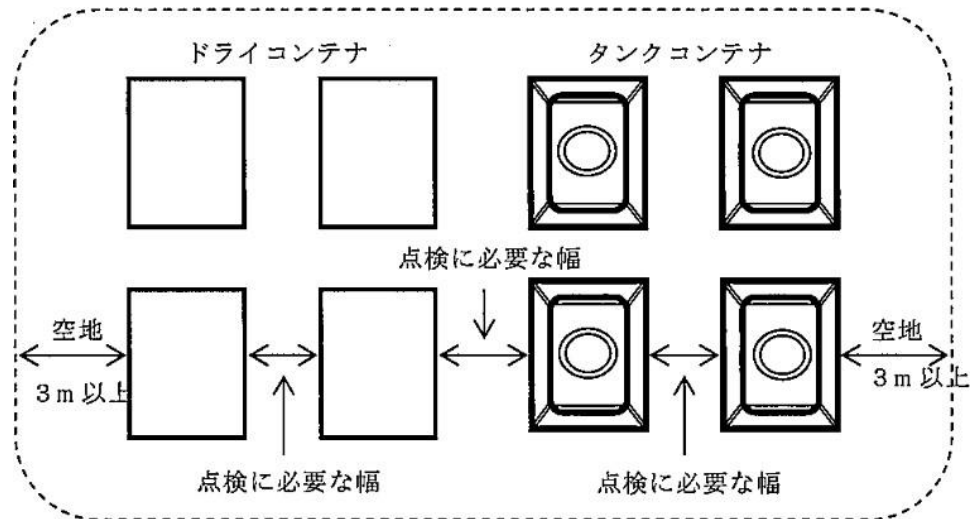
b aの専用室の窓にガラスを用いる場合は、網入りガラスとすること。

(イ) その他

ア（イ）から（エ）までの例による。

11 タンクコンテナとドライコンテナの同一場所での仮貯蔵

タンクコンテナとドライコンテナを同一場所で同時に仮貯蔵する場合は、タンクコンテナとドライコンテナ相互間に、点検に必要な幅の空地を確保すること。



第10-1 図 タンクコンテナとドライコンテナを同一の場所に仮貯蔵する例

12 変圧器等による危険物の仮貯蔵等

(1) 変圧器等の規制について【S40 自消丙予発 148】

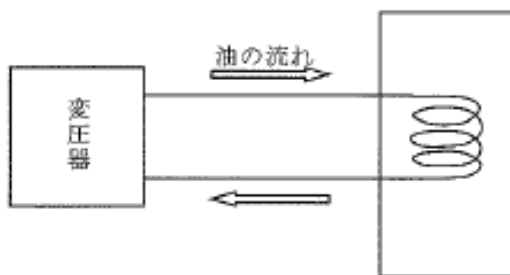
ア 発電所、変電所、開閉所その他これらに準ずる場所に設置される危険物を収納している機器類のうち、変圧器、リアクトル、電圧調整器、油入開閉器、しゃ断器、油入コンデンサー及び油入ケーブル並びにこれらの附属装置で機器の冷却もしくは絶縁のため油類を内蔵して使用するもの（以下「変圧器等」という。）については、危険物関係法令の規制の対象としないものとする。

なお、「これらの附属装置で機器の冷却又は絶縁のための油類を内蔵して使用するもの」には例えば、油入ケーブル用のヘッドタンク及び第10-2図のような変圧器油を冷却するための附属設備（別置型冷却器）等がある。

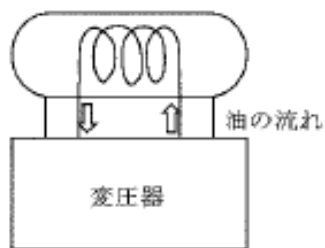
イ 使用する計画がなくなった変圧器等は規制対象になることから、変圧器等（油入ケーブルを除く。）に内蔵する油類の合計数量が指定数量以上であり、仮貯蔵等の法定期間（10日間）を超えて貯蔵する場合は、屋内貯蔵所又は屋外貯蔵所として規制する必要がある。

(2) 変圧器等（油入ケーブルを除く。）の抜油作業等

変圧器等（油入ケーブルを除く。）から内蔵する油類の抜油作業等で指定数量以上の危険物を取り扱う場合の仮貯蔵等の承認は、前1から7及び9による。



油を冷却するための設備の例



油を冷却するためのタンクの例

第 10-2 図 附属装置で機器の冷却又は絶縁のための油類を内蔵して使用するもの

(3) 油入ケーブル敷設替え工事に伴う絶縁油の仮取扱い

洞道内に敷設されている油入ケーブルの敷設替え工事が、絶縁油を内蔵した状態で行われる場合の仮貯蔵等の承認は、1 から 7 及び 9 によるほか次による。

ア 承認の範囲

敷設替え工事に伴い油入ケーブルの切断・接続工事を行う場所（以下「作業場所」という。）ごととする。

イ 数量算定

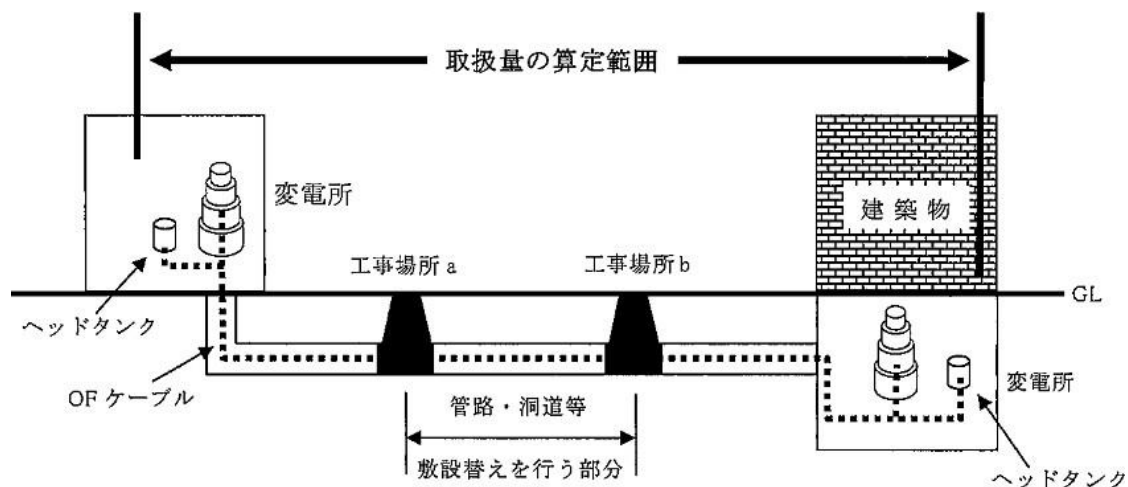
第 10-3 図の算定範囲内で貯蔵し、又は取り扱う危険物の総量で数量算定する。

なお、油入ケーブル内の絶縁油の算定については、敷設替えを行う部分の両端に設けられている変電所内のヘッドタンク及びヘッドタンク間を接続している油入ケーブルに内蔵されている絶縁油の総量とする。

ウ 仮貯蔵等の対象となる作業期間

作業場所におけるケーブル切断から接続完了までの間とする。

なお、作業期間が仮貯蔵等の法定期間（10 日間）を超える場合は、第 3 章 第 2 「一般取扱所」の例により、一般取扱所として規制するものとする。



第 10-3 図 油入ケーブル敷設替え工事における危険物取扱量の算定範囲

(図の例示では作業場所 a、b について 2 件の承認が必要になる。)

第 11 予防規程制定（変更）認可申請

1 制定単位

- (1) 予防規程の作成が義務づけられている施設は法令上個々の製造所等であるが、該当するすべての製造所等の予防規程を事業所単位に一の予防規程に集約し作成することが適当である。【S40 自消丙予発 178】
- (2) 事業所の社内規程、石油コンビナート等災害防止法(昭和 50 年法律第 84 号。以下同じ。)に定める防災規程、又は高圧ガス保安法(昭和 26 年法律第 204 号。以下同じ)に定める危害予防規程等に定める内容が予防規程の法定要件を満たしている場合は、当該社内規程等を予防規程とすることができる。
- (3) 製造所等が法第 8 条及び法第 8 条の 2 の 2 の対象となるものにあつては、予防規程と消防計画若しくは防災計画の記述内容を統合して一の申請とすることができる。

2 申請の方法

- (1) 申請者は管理権を有する設置者（設置者と同一組織内にあり、代理権を有するものも含む。）又は製造所等の管理権を委任された者とする。
- (2) 消防計画等と統合して一の申請とする場合は、次のとおりとする。
 - ア 予防規程制定・変更認可申請書を表紙とし、消防計画作成(変更)届出書等を添付すること。
 - イ 申請内容に変更がある場合は前記と同様とする。

なお、予防規程に個人名が含まれる場合、その後の配置換え等により個人名の変更が生じても予防規程の変更の認可は要しない。ただし、差し替え等により最新にしておくこと。

3 記載事項【H13 消防危 98 号】

予防規程には、危規則第 60 条の 2 に基づき、おおむね次の事項を具体的に記載すること。

- (1) 危険物の保安に関する業務を管理する者の職務及び組織に関すること。【危規則第 60 条第 1 項第 1 号関係】
 - ア 保安業務の内容と役割分担（具体的に）
 - イ 保安業務の各役割の担当者及び代行者
 - ウ 交替時の引継方法及び引継事項
 - エ 危険物施設保安員の指定
- (2) 危険物保安監督者が、旅行、疾病その他の事故によってその職務を行うことができない場合にその職務を代行する者に関すること。【危規則第 60 条の 2 第 1 項第 2 号関係】
 - ア 保安監督者及び代行者の権限及び資格
 - イ 製造所ごとの危険物保安監督者の指定及び代行者の指定
（製造所等ごとに、危険物保安監督者及び代行者の一覧表が別に作成されているこ

- と)
- (3) 化学消防自動車の設置その他自衛の消防組織に関すること。【危規則第 60 条の 2 第 1 項第 3 号関係】
- ア 自衛の消防組織の活動内容
 - (ア) 通報連絡要領
 - (イ) 消火活動等
 - (ウ) 応急救護措置
 - (エ) 応援出動
 - (オ) 総合訓練、個人訓練、夜間（休日）における訓練の内容、実施時期及び方法
 - イ 自衛の消防組織の構成員と役割分担（活動体制等）
 - ウ 自衛の消防組織の構成員の代行者
 - エ 自衛の消防組織の保有消防資器材の配置及び管理に関する事項
- (4) 危険物の保安に係る作業に従事する者に対する保安教育に関すること。【危規則第 60 条の 2 第 1 項第 4 号関係】
- ア 保安教育の対象者の区分
 - イ 保安教育の内容、教育方法、訓練方法
 - ウ 保安教育の時期
 - エ 協力会社、部外工事会社従業員に対する当該規程の周知方法及び教育
- (5) 危険物の保安のための巡視、点検及び検査に関すること。【危規則第 60 条の 2 第 1 項第 5 号関係】
- ア 巡視、点検及び検査の時期、内容、方法及び実施者（必要な資格を明記）
 - イ 巡視、点検及び検査の結果確認に関する体制（確認責任者、確認方法）
 - ウ 巡視、点検及び検査により不備事項等を発見した場合の応急措置及び報告
 - エ 法第 14 条の 3 の 2 に基づく定期点検の時期、内容、方法、実施者の資格要件及び点検実施者
 - オ 法第 14 条の 3 に基づく保安検査の事前準備及び検査申請に関する事項
- (6) 危険物施設の運転又は操作に関すること。【危規則第 60 条の 2 第 1 項第 6 号関係】
- ア 安全かつ適正に運転するための基準
 - イ 火気の使用を伴う運転又は操作がある場合は、火気の取扱基準
 - ウ 緊急時における運転の停止、保安装置等の作動及び運転再開時の点検・操作基準
 - エ 運転員等の交替時の引継方法及び引継事項
 - オ 運転、操作についての教育、訓練、監督
- (7) 危険物の取扱い作業の基準に関すること。【危規則第 60 条の 2 第 1 項第 7 号関係】
- ア 危政令第 24 条から第 27 条までに規定されている遵守事項に対応した基準
 - イ 危険物の種類、取扱形態に応じた作業基準（法基準、条例基準、社内基準）
- (8) 補修等の方法に関すること。【危規則第 60 条の 2 第 1 項第 8 号関係】
- ア 補修工事の関係者連絡体制（工事計画作成段階、工事中、工事終了後）
 - イ 補修工事に関する保安の措置及び安全確認体制

- ウ 補修工事終了後の安全確認方法
- (9) 施設の工事における火気の使用若しくは取扱いの管理又は危険物等の管理等安全管理に関すること。【H17 消防危 14】【危規則第 60 条の 2 第 1 項第 8 号の 2 関係】
- ア 工事を行う際の安全管理の基本的な体制（責任者の要件、事業所全体の調整など）
 - イ 工事計画を承認する仕組み・手続き
 - ウ 安全対策の基本的事項（工事開始前及び工事開始後など）
 - エ 協力業者を含めた保安情報の共有等
- (10) 製造所及び一般取扱所にあつては、危険物の取扱工程又は設備等の変更に伴う危険要因の把握及び当該危険要因に対する対策に関すること。【H17 消防危 14】【危規則第 60 条の 2 第 1 項第 8 号の 3 関係】
- ※ 危険要因とは、火災・爆発又は漏えいの発生、拡大の要因となるもの
- ア 取扱工程や設備等の変更に伴い生じる危険要因を事前に把握
（類似施設の事故、トラブル事例等を参考に対象施設の火災発生、拡大要因を整理）
 - イ 事故防止のための基本的取組に関する事項
（例えば、これまでの経験・知見に基づき構成設備、取扱工程等ごとに想定事故形態と必要と考える対策を箇条的に整理するような簡易な方法）
- (11) 顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所にあつては、顧客に対する監視その他保安のための措置に関すること。【H10 消防危 25】【危規則第 60 条の 2 第 1 項第 8 号の 4 関係】
- ア 監視等を行う危険物取扱者及びその指揮下で監視等を行う従業員の体制
 - イ 監視等を行う危険物取扱者等に対する教育及び訓練
 - ウ 監視等を行う危険物取扱者等の氏名の表示
 - エ 顧客用固定給油設備の 1 回の給油量及び給油時間の上限並びに顧客用固定注油設備の 1 回の注油量及び注油時間の上限の設定
 - オ 顧客用固定給油設備及び顧客用固定注油設備の日常点検
 - カ 貯蔵及び取扱いに関する事項
 - （ア）顧客自らが給油等を行う前の火気等の安全管理に関する事項
 - （イ）顧客自らが給油等の作業実施時における監視及び必要な指示に関する事項
 - （ウ）顧客自らが給油等の作業時における車両及び容器の位置に関する事項
 - （エ）「セルフ給油取扱所」から「作業員が給油等を実施する給油取扱所」への変更が行えるスイッチが設けられている場合、当該スイッチの管理及び手続きに関する事項
- (12) 移送取扱所にあつては、配管の工事現場の責任者の条件その他配管の工事現場における保安監督体制に関すること。【危規則第 60 条の 2 第 1 項第 9 号関係】
- (13) 移送取扱所にあつては、配管の周囲において移送取扱所の施設の工事以外の工事を行う場合における当該配管の保安に関すること。【危規則第 60 条の 2 第 1 項第 10 号関係】
- ア 工事責任者
 - イ 工事作業員に対する教育
 - ウ 工事保安監督体制（作業前後の管理、現場監視）

- エ 配管の保護
 - オ 工事関係者との連絡体制
- (14) 災害その他の非常の場合に取るべき措置に関する事。【危規則第 60 条の 2 第 1 項第 11 号関係】
- ア 緊急時の通報連絡体制及び手段（火災時、漏えい時、地震時等）
 - イ 避難に関する事
 - ウ 応急措置方法（火災、漏えい、地震等に対する措置、資器材に関する事）
 - エ 近隣事業所、協力会社との協力体制
- (15) 地震が発生した場合及び地震に伴う津波が発生し、又は発生するおそれがある場合における施設及び設備に対する点検、応急措置等に関する事。【H17 消防危 14】
【H24 消防危 197】【危規則第 60 条の 2 第 1 項第 11 号の 2 関係】
- ア 従業員への連絡方法
 - イ 従業員等の安全確保等に係る対応
 - ウ 施設の緊急停止の方法、手順等
 - （ア）設備の破損、停電、浸水が発生した場合の対応
 - （イ）津波襲来までの時間に応じた対応
 - （ウ）施設の緊急停止に伴い危険物を取り扱う装置等での異常反応や圧力上昇等により火災流出等の事故が発生することがないように、施設における危険物の貯蔵・取扱いの工程に応じた対応
 - （エ）緊急停止に係る設備機能が作動しない又は操作できない場合の対応
 - エ 施設の緊急停止等の実施体制
 - オ 従業員への教育及び訓練
 - カ 入構者に対する周知
 - なお、詳細を別のマニュアルに記載し、当該マニュアルを引用することも可能である。
- (16) 危険物の保安に関する記録に関する事。【危規則第 60 条の 2 第 1 項第 12 号関係】
- ア 保安に関する記録（項目、日時、実施者、確認者（責任体制を明確に））
 - （ア）自衛消防訓練実施及び反省に関するもの
 - （イ）保安教育実施記録
 - （ウ）施設点検結果の記録
 - （エ）運転管理の記録
 - （オ）各施設の履歴（事故、異常時の応急措置等）
 - （カ）補修関係の記録
 - イ 保安に関する記録の保存方法
- (17) 製造所等の位置、構造及び設備を明示した書類及び図面の整備に関する事。【危規則第 60 条の 2 第 1 項第 13 号関係】
- ア 整備書類及び保存年限
 - （ア）許可（届出）施設台帳

(イ) 許可申請、届出等の控

(18) 一部の危険物施設が定めるべき事項

危規則第 60 条の 2 又は国通知等に基づき、一部の危険物施設のみが予防規程に定める必要がある各事項について、危険物施設の実態に応じて次のとおり指導する。◆

ア 災害対策に係る事項

(ア) 風水害が想定される危険物施設が講じる風水害対策【R2 消防危 86】【R3 消防危 49】

a 定める必要がある危険物施設

地方公共団体等が作成するハザードマップ等において、風水害による被害が想定される危険物施設

b 定めるべき事項

風水害対策に係る次の事項を定めていること。

(a) 平時からの事前の備えについて

- ① 地方公共団体等が作成するハザードマップ等を参照し、風水害リスクを定期的に確認すること。
- ② 想定される風水害リスクと危険物施設の実態を踏まえ、定期的に風水害対策の実施計画等の見直しを行うこと。
- ③ 風水害対策に必要な資機材等の整備を行うこと。
- ④ 勤務員への風水害対策に係る教育、訓練に関すること。

(b) 危険性が高まってきた場合の対応について

- ① 地方公共団体等からの防災情報（警戒レベル等）に応じて講じる措置に関すること。
- ② 浸水、土砂流入、強風、停電等の危険性に応じて講じる措置に関すること。

(c) 天候回復後の点検・復旧について

- ① 緊急点検及び施設再開の可否判断に関すること。
- ② 電力復旧時の確認事項に関すること。

(d) 風水害対策の実施計画に基づく対応のため、危険物の仮貯蔵等を行う計画がある危険物施設にあっては、実施計画書に基づき講じる安全対策に関すること。

(イ) 津波被害が想定される危険物施設が講じる津波対策（危規則第 60 条の 2 第 1 項 第 11 号の 2 関係）【H24 消防危 197】

a 定める必要がある危険物施設

地方公共団体等が作成する津波浸水想定区域図等において、津波による浸水が想定される地域にある危険物施設

b 定めるべき事項

津波対策に係る次の事項を定めていること。

(a) 平時からの備えについて

- ① 地方公共団体等が作成する津波ハザードマップ等を参照し、津波リスクを定期的に確認すること。

- ② 想定される津波リスクと危険物施設の実態を踏まえ、定期的に津波対策の実施計画の見直しを行うこと。
- ③ 津波警報が発令されたことや津波が発生するおそれのある状況であることを、勤務員及び勤務員以外の入構者へ伝達する方法に関すること。
なお、伝達方法は、設備稼働中の騒音等により緊急時の音声聞き取れない場所が存することや、設備の破損、停電、浸水等により通信機器が使用できないことを考慮するとともに、津波襲来の切迫性が伝わるよう配慮すること。
- ④ 勤務員及び勤務員以外の入構者の避難経路、避難場所、避難方法に関すること。
なお、避難経路等は、地盤の液状化、構造物の破損、収容人員等を考慮すること。
- ⑤ 施設の緊急停止の方法、手順、応急措置及び実施体制等に関すること。
なお、具体的に定める項目の例は次による。
- i 設備の破損、停電及び浸水が発生した場合の対応
 - ii 津波襲来までの時間に応じた対応
 - iii 施設の緊急停止に伴い危険物を取り扱う装置等での異常反応や圧力上昇等により火災、流出等の事故が発生することがないように、施設における危険物の貯蔵・取扱いの工程に応じた対応
 - iv 緊急停止に係る設備機能が作動しない又は操作できない場合の対応
 - v 緊急停止等に対応できる時間が限られていることを考慮した、短時間で効果的に行うための判断基準、権限及び勤務員の役割
 - vi 夜間や休日など、勤務員等の少ない時間帯における実施体制
- ⑥ 勤務員への津波対策に係る教育、訓練に関すること。
- ⑦ 危険物施設に出入りする全ての者に対する津波警報発令時の避難について、必要な周知を行うこと。
- ⑧ 会場又は河川から船舶により危険物の荷卸し等を行う危険物施設にあっては、会場又は河川において危険物の荷卸し中また航行中の船舶に、津波警報が発令されたことや津波が発生するおそれの状況であることを伝達する方法に関すること。
- (b) 津波の危険性が高まってきた場合の措置について
津波警報が発令された場合に講じる措置に関すること
- (c) 津波警報等が解除された後の点検・復旧について
- ① 緊急点検及び施設再開の可否判断に関すること。
 - ② 電力復旧時の確認事項に関すること。
- (d) 津波対策の実施計画に基づく対応のため、危険物の仮貯蔵等を行う計画がある危険物施設は、実施計画書に基づき安全対策を講じることを定めること。
- c 屋外タンク貯蔵所が定めるべき追加事項

(a) 津波による屋外貯蔵タンクの被害形態は、津波浸水深、タンクの自重、タンクの内径、貯蔵危険物の重量等の状況により異なることから、屋外タンク貯蔵所の所有者等は、それぞれの状況を踏まえた具体的な被害予測を行った上で、屋外タンク貯蔵所の津波対策に関する事項について定めていること。

なお、被害予測の実態にあたっては、消防庁ホームページにおいて提供している屋外貯蔵タンクの津波被害シミュレーションツールを活用すること。当該ツールの使用方法については、「屋外貯蔵タンクの津波被害シミュレーションツールの提供について」（平成24年8月1日付け消防危184号）の別添「屋外貯蔵タンクの津波被害シミュレーションツールに係る利用マニュアル」を参照すること。

(b) 津波により特定屋外タンク貯蔵タンクの付属配管が破裂した場合は、タンク内に貯蔵された危険物が配管の破損個所から流出するおそれが高いことから、タンク底板から3m以上の津波浸水が想定された特定屋外貯蔵タンク（配管とタンクとの結合部分の直近にタンク内の危険物が配管に逆流することを防止する逆止弁が設けられている場合や、屋外貯蔵タンクの屋根上から危険物の受け入れ及び払出しを行う等、配管が最高液面高さよりも上部に設けられている場合のように、津波により配管が破損した場合においても、タンクに貯蔵された危険物が当該破損個所から流出する恐れがない場合を除く。）にあつては、配管を通じた当該タンクからの危険物の流出を防止するための措置を定めていること。

なお、当該措置については、次のいずれかによることが適当であること。

① 津波が到達する時間及び勤務員等の避難を考慮した上で、休日・夜間を問わずに勤務員がタンク元弁を手動で閉止できる体制を構築すること。この場合においては、勤務員等への連絡方法、弁の閉止作業に伴う他の施設への影響及び弁の閉止に要する時間等について具体的な検討が必要であること。

② 配管とタンクとの結合部分の直近に予備動力源が確保された遠隔操作によって、閉鎖する機能を有する弁（緊急遮断弁等）を設置すること。この場合においては、勤務員等への連絡方法、弁の閉止作業に伴う他の施設への影響及び弁の閉止に要する時間等について具体的な検討が必要であるとともに、地震時における予備動力源の信頼性について十分な検討が必要であること。

(c) 容量が1,000kL未満の屋外貯蔵タンクにあつては、津波によりタンク本体が移動等の被害を受けるおそれが高いことから、所有者等は、津波被害シミュレーションの結果を踏まえ、可能な限り危険物の流出を最小限にとどめるための具体的な対策についての検証を行い、予防規程に定めること。

(ウ) 推進地域に所在する危険物施設の南海トラフ地震対策【危規則第60条の2第4項】

a 南海トラフ地震に伴い発生する津波からの円滑な避難の確保に関すること

- b 南海トラフ地震に係る防災訓練に関すること
 - c 南海トラフ地震による被害の発生の防止又は軽減を図るために必要な教育及び広報に関すること
- イ 給油取扱所に係る事項
- (ア) 給油取扱所の自主保安基準【危規則第 60 条の 2 第 1 項関係（給油取扱所に係る部分に限る。）】
- a 定める必要がある危険物施設
すべての給油取扱所
 - b 定めるべき事項
給油取扱所における給油作業及び注油作業（以下「給油作業等」という。）、給油作業等以外の業務等に係る次の事項を定めていること。
 - (a) 無資格の勤務員が給油作業等を行う場合における危険物取扱者の立ち合い義務に関すること。
 - (b) 給油作業等を安全に行うために必要な事項（油種の確認、裸火等の器具の使用場所の制限、自動車等のエンジン停止、注油を行う運搬容器の法令適合の確認等）に関すること。
 - (c) 給油目的以外の自動車等が駐車できる場所に関すること。
 - (d) 物品の販売を行う場所等に関すること。
 - (e) 給油作業等以外の業務を行う際の施設内にいる客等の状況に応じた十分な係員の配置及びこれによる整理、誘導に関すること。
 - (f) その他給油取扱所の形態に応じた必要な事項に関すること。
- (イ) 顧客自らに給油等をさせる給油取扱所の自主保安基準【危規則第 60 条の 2 第 1 項第 8 号の 4 関係】【H10 消防危 25】
- a 定める必要がある危険物施設
顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所
 - b 定めるべき事項
顧客に対する監視その他保安のための措置に係る次の事項を定めていること。
 - (a) 顧客用固定給油設備の 1 回の給油量及び給油時間の上限並びに顧客用固定注油設備の 1 回の注油量及び注油時間の上限設定に関すること。
 - (b) 監視等を行う危険物取扱者及びその指揮下で監視等を行う勤務員（以下「危険物取扱者等」という。）の体制に関すること。
 - (c) 監視等を行う危険物取扱者等への監視等に係る教育及び訓練に関すること。
- (ウ) 可搬式制御機器の使用に係る給油取扱所の自主保安基準【R2 消防危 87】
- a 定める必要がある危険物施設
顧客自らの給油作業等を制御するために可搬式制御機器を使用する顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所
 - b 定めるべき事項
可搬式制御機器の取扱いに係る次の事項を定めていること。

- (a) 使用することができる可搬式制御機器の規格等に関すること。
なお、防爆構造のもの又は「IEC 60950-1」、「IEC 62368-1」、「JIS C 62368-1」の規格に適合するものを使用すること。
 - (b) 可搬式制御機器の落下防止の保護措置に関すること。
なお、落下防止の保護措置には、肩掛け紐付きカバー又はアームバンドがある。
 - (c) 可搬式制御機器を使用できる場所に関すること。
 - (d) 火災等の災害発生時の可搬式制御機器の運用に関すること。
 - (e) 可搬式制御機器の管理体制に関すること。
 - (f) 火災発生時に初期消火を迅速に実施するための消火器の配置に関すること。
 - (g) 火災等の災害発生時における応急対応を含め可搬式制御機器を運用するために必要な勤務員への教育・訓練に関すること。
- (エ) 携帯型電子機器の使用に係る自主保安基準【H30 消防危 154】
- a 定める必要がある危険物施設
接客、施設や在庫の管理及び点検等の業務にタブレット端末等の携帯型電子機器を使用する給油取扱所（可搬式制御機器のみを使用する顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所を除く。）
 - b 定めるべき事項
携帯型電子機器の取扱いに係る次の事項を定めていること。
 - (a) 使用することができる携帯型電子機器の規格等に関すること。
なお、防爆構造のもの又は「IEC 60950-1」、「JIS C 6950-1」、「IEC 62368-1」、「JIS C 62368-1」の規格に適合するものを使用すること。
 - (b) 携帯型電子機器の落下防止の保護措置に関すること。
なお、落下防止の保護措置には、肩掛け紐付きカバー又はアームバンドがある。
 - (c) 携帯型電子機器の用途、使用できる場所及び管理体制に関すること。
 - (d) 携帯型電子機器の使用中に火災等の災害が発生した場合に取るべき措置に関すること。
- (オ) 営業時間内に屋外での物品販売等の業務を行う給油取扱所の自主保安基準【R2 消防危 88】
- a 定める必要がある危険物施設
営業時間内に屋外で物品販売等の業務を行う給油取扱所
 - b 定めるべき事項
営業時間内に屋外で行う物品販売等の業務に係る次の事項を定めていること。
 - (a) 屋外の物品販売等を行うことができる場所の選定に関すること。
なお、当該場所の選定は、車両導入路を含む給油空地等を避け、火災時の顧客の避難経路等を考慮した場所を選定し、さらに、二方以上が開放されていない屋内給油取扱所の場合は、避難のための空地を避けること。

- (b) 火災時における顧客の避難経路や避難誘導體制等に係る事前計画に関する
こと。
 - (c) 裸火等の器具の使用禁止に関すること。
 - (d) 防爆構造以外の機器等の使用禁止場所の範囲に関すること。
 - (e) 消火器や消火設備の使用の妨げとなる場所における物品の展示等の制限に
関すること。
 - (f) 物品販売等の業務を行う場所への人や車両の導線に関すること。
なお、導線は、地盤面上に表示するか、ロープ等を用いて明確にすること。
 - (g) 物品販売等の業務を行う場所の明示に関すること。
なお、当該場所の明示には、地盤面に明示する白線等がある。
 - (h) レンタカー、カーシェアリング、中古車販売等で自動車を展示等することが
できる場所に関すること。
なお、次の場所を避けること。
 - ① 給油空地及び注油空地
 - ② 危政令第 17 条第 2 項第 9 号に定める避難空地
 - ③ 危規則第 40 条の 3 の 4 第 1 号に定める固定給油設備の区分に応じた距離
以内となる部分
 - ④ 専用タンクの注入口から 3m 以内の部分
 - ⑤ 専用タンクの通気管の先端から水平距離 1.5m 以内の部分
 - ⑥ 給油空地への車両導入路
 - (i) 自動車以外の物品を展示等することができる場所に関すること
なお、(h)④及び⑤の場所を努めて避けるものとし、やむを得ず避けられない
場合は、移動タンク貯蔵所から専用タンクに荷卸し作業時に物品を移動するこ
と。
 - (j) 防火塀の周辺に物品を展示等する給油取扱所にあつては、防火塀の高さ以上
に物品等を積み重ねない等の延焼防止措置に関すること。
- (カ) 営業時間外に販売等の業務を行う給油取扱所の自主保安基準【R3 消防危 50】
- a 定める必要がある危険物施設
給油業務が行われていない時間帯（以下「営業時間外」という。）に、危規則
第 40 条の 3 の 6 第 1 項に規定する販売等の業務（以下「販売等の業務」という。）
 - b 定めるべき事項
営業時間外に行う販売等の業務に係る次の事項を定めていること。
 - (a) 危険物施設の管理及び車両衝突、いたずら、放火等による事故防止に関する
事項
 - ① 営業時間外の販売等の業務を行う場所の指定に関すること。
 - ② いたずら及び給油設備等の誤作動を防止するための対策に関すること。
なお、対策としては、屋内外の給油に係る設備に対する保護カバー又
はノズルの施錠及び電源遮断等の措置がある。

- ③ 営業時間外の施設利用に供さない部分の施設に関する事。
- ④ 車両及び勤務員以外の者が、危険物を取り扱う部分（給油空地等、危規則第40条の3の4第2号に規定する部分）に進入しないための進入禁止区域の設定（パイロン、ロープ等の進入防止柵）に関する事。
- ⑤ 不必要な物件の放置禁止に関する事。
- ⑥ 裸火等の器具の使用禁止に関する事。
- (b) 火災及び漏えい事故等の緊急時の措置に関する事項
 - ① 消火器等の消防用設備等の有効配置に関する事項
 - ② 緊急時の対応及び措置に関する表示（緊急時連絡先、事故時における具体的な措置及び指示事項等）に関する事。
 - ③ 危険物保安監督者等の給油取扱所関係者の立ち合いによる危険物の保安管理（給油取扱所関係者が常駐しない場合は、遠隔監視のほか、不在時における緊急時の体制及び責任の所在並びに販売等を行う事業者の防火管理体制の構築等）に関する事項
- (c) 利用者の避難管理に関する事項
 - ① 利用者の制限及び管理に関する事。
 - ② 利用者の避難経路の確保に関する事。
- (キ) 震災時に緊急用ポンプを使用する給油取扱所の自主基準
 - a 定める必要がある危険物施設
震災時等に緊急用ポンプを使用する給油取扱所
 - b 定めるべき事項
緊急用ポンプの使用に係る次の事項を定めていること。
 - (a) 緊急用ポンプを使用できる条件に関する事項
 - ① 緊急用ポンプは、給油取扱所において震災時等の緊急活動、復旧活動等のために自動車等に給油等を行う場合で、震災時等の被害により固定給油設備等が使用できない場合に限り使用すること。
 - ② 緊急点検及び施設再開の可否判断により、緊急用ポンプを使用する上で安全上支障がないと判断した場合に限り使用すること。
 - (b) 緊急用ポンプの使用場所の選定に関する事項
緊急用ポンプを使用する場所は、緊急用ポンプの規格（ホース・接地導線の長さ）及び専用タンク等の位置を考慮し、緊急用ポンプを安全に使用できる場所をあらかじめ定めておくこと。
なお、緊急用ポンプを安全に使用できる場所は、次の条件に適合する必要があること
 - ① 給油空地等の範囲内であり、危政令第17条第1項第12号に定める間隔を確保できること。
 - ② 緊急用ポンプにより給油等を受ける自動車等が、給油空地等からはみ出さないこと。

(c) 緊急用ポンプを使用する場合の安全対策に関する事項

- ① 緊急用ポンプは、ポンプごとに油種を限定し、1のポンプにより2以上の油種を給油しないこと。
- ② 緊急用ポンプによる給油作業等を行う者は、当該給油取扱所の勤務員とし、危険物保安監督者又は危険物取扱者が立ち会うこと。
- ③ 緊急用ポンプによる給油作業等を行う場合は、帯電防止衣を着用すること。
- ④ 緊急用ポンプを使用する位置となる場所の付近に消火器を配備すること。
- ⑤ 緊急用ポンプの接地導線を給油取扱所の接地導線等に接続し、設置すること。
- ⑥ 緊急用ポンプの吸入ホースは、専用タンクの計量口等に挿入するものとし、専用タンクに接続している注入管等既設配管の継手部を離脱して吸入ホースを挿入しないこと。
- ⑦ 緊急用ポンプの吸入ホースを挿入した計量口等の隙間から、可燃性蒸気が放出しない措置を講じること。
- ⑧ 緊急用ポンプの吸入ホース及び給油ホースは、緊急用ポンプ本体に確実に緊結すること。
- ⑨ 給油取扱所の車両誘導等を適切に行うとともに、緊急用ポンプ本体、吸入ホース等への自動車衝突防止措置を講ずること。
- ⑩ 緊急用ポンプにより給油等を行う際は、裸火等の器具の有無等周囲の安全を確認するとともに、自動車等のエンジンを停止させること。
- ⑪ 給油作業等を終え、緊急用ポンプを撤収する際には、吸入ホース、ポンプ等の残油の抜き取りを行うとともに、専用タンクの計量口等のふたを閉鎖すること。

(d) 緊急用ポンプの保管と維持管理に関する事項

- ① 緊急用ポンプの保管場所は屋内とし、施錠管理により盗難防止に配慮すること。
また、保管場所を勤務員に周知すること。
- ② 緊急用ポンプは、メンテナンス業者の点検を受ける等により、適正に維持管理すること。

(e) 緊急用ポンプの操作等に係る勤務員への教育及び訓練に関する事項

- ① 給油取扱所の勤務員に対して、緊急用ポンプの操作等に係る必要な教育及び訓練を行うこと。
- ② 緊急用ポンプの操作訓練、試運転等において、専用タンクからの給油等を実際に行う場合は、営業を一時停止するとともに、給油量を必要最小限、かつ、指定数量未満とすること。

(ク) 震災時等に緊急用発電機を使用する給油取扱所の自主保安基準

- a 定める必要がある危険物施設

震災時等に緊急用発電機を使用する給油取扱所

b 定めるべき事項

緊急用発電機の使用に係る次の事項を定めていること。

(a) 緊急用発電機を使用できる条件に関する事項

- ① 緊急用発電機は、給油取扱所において震災時等の緊急活動、復旧活動等のために自動車等に給油等を行う場合で、震災等の被害により固定給油設備等が使用できない場合に限り使用すること。
- ② 緊急点検及び施設再開の可否判断により、緊急用ポンプを使用する上で安全上支障がないと判断した場合に限り使用すること。

(b) 緊急用発電機の使用場所の選定に関する事項

緊急用発電機を使用する場所は、次の場所以外の場所をあらかじめ定めておくこと。

なお、緊急用発電機を屋内に設置する場合、緊急用発電機の排気を屋外に排出することができる設備等を有する室内とすること。

- ① 給油空地及び注油空地
- ② 給油空地への車両導入路
- ③ 専用タンクの注入口から3 m以内の部分
- ④ 専用タンクの通気管の先端から水平1.5m以内の部分
- ⑤ 危政令第17条第2項第9号に定める通風及び避難のための空地
- ⑥ 可燃性蒸気が漏れ、又は滞留するおそれのある場所
- ⑦ 油庫、雑品庫等危険物又は可燃物が存在する場所

(c) 緊急用発電機を使用する場合の安全対策に関する事項

- ① 緊急用発電機を使用する場合、本体を接地するとともに、周囲に危険物、可燃性蒸気、可燃物がないことを確認すること。
- ② 緊急用発電機に燃料を補給する場合又は緊急用発電機を移動する場合、緊急用発電機の運転を停止すること。
- ③ 緊急用発電機の電源ケーブルは、2本以上のケーブルを接続して使用しないこと。

(d) 緊急用発電機の保管と維持管理に関する事項

- ① 緊急用発電機の保管場所は、施設管理等により盗難防止に配慮すること。また、保管場所を勤務員に周知すること。
- ② 緊急用発電機は、メンテナンス業者の点検を受ける等により適正に維持管理すること。

(e) 緊急用発電機の操作等に係る勤務員への教育及び訓練に関する事項

給油取扱所の勤務員に対して、緊急用発電機の操作等に係る必要な教育及び訓練を行うこと。

(ケ) 急速充電設備の監視等に係る自主保安基準【H24 消防危 77】

a 定める必要がある危険物施設

電気自動車に充電する設備（以下「急速充電設備」という。）を設置する給油取扱所

b 定めるべき事項

急速充電設備の監視等に係る次の事項を定めていること。

- (a) 急速充電設備の使用状況の監視体制に関すること。
- (b) 急速充電設備の巡視点検及び検査に関すること。
- (c) 急速充電設備の監視等に係る勤務員への教育に関すること。
- (d) 急速充電設備に緊急遮断装置を設置する給油取扱所にあつては、当該装置の操作方法等に関すること。

(コ) 圧縮天然ガス等充填設備を設置する給油取扱所の自主保安基準【H29 消防危 31】

a 定める必要がある危険物施設

圧縮天然ガス又は液化石油ガス（以下「天然ガス等」という。）等を内燃機関の燃料として用いる自動車等に当該圧縮天然ガス等を充填する設備（以下「圧縮天然ガス等充填設備」という。）を設置する給油取扱所

b 定めるべき事項

圧縮天然ガス等充填設備の保安管理に係る次の事項を定めていること。

- (a) 高圧ガス製造保安統括者、高圧ガス製造保安係員も予防規程の立案、改正に参画すること。
- (b) 高圧ガス製造保安統括者、高圧ガス製造保安係員の職務代行者及び保安に係る職務に関すること。
- (c) 圧縮天然ガス等による災害に対応した消火活動、応急措置、防災資機材等に関すること。
- (d) 圧縮天然ガススタンドのディスプレイ及びガス配管を給油空地に設置する給油取扱所にあつては、固定給油設備の1回の連続したガソリン等の給油量上限の設定に関すること。

(サ) 圧縮水素充填設備を設置する給油取扱所の自主保安基準【H24 消防危 140】

a 定める必要がある危険物施設

水素自動車に水素を充填するための設備（以下「圧縮水素充填設備」という。）を設置する給油取扱所

b 定めるべき事項

圧縮水素充填設備の保管管理について、(コ) b(a)及び(b)の事項のほか、次の事項を定めていること。

- (a) 危険物保安監督者とは別の高圧ガス製造保安統括者を選任すること。
- (b) 災害時における危険物保安監督者と高圧ガス製造保安統括者との連携に関すること。
- (c) 高圧ガス製造保安統括者不在時の危険物保安監督者の取るべき初期対応等に関すること。
- (d) 圧縮水素による災害に対応した消火活動、応急措置、防災資機材等に関すること。

ること。

- (e) 固定給油設備側への水の流入を防止するための土のうの備蓄等及びその運用に関すること。
- (f) 圧縮水素スタンドのディスペンサー及びガス配管を給油空地に設置する給油取扱所にあつては、固定給油設備の1回の連続したガソリン等の給油量上限の設定に関すること。
- (g) 危険物から水素を製造するための改質装置の遠隔監視を行う給油取扱所にあつては、次の事項に関すること。
 - ① 改質装置の監視、制御を行う体制に関すること。
 - ② 改質装置における火災等の緊急時における連絡体制（消防機関への通報を含む。）及び対応体制に関すること。
 - ③ 改質装置の監視、制御を行う場所に関すること。
 - ④ 改質装置における火災等の緊急時における連絡及び対応についての訓練に関すること。

(シ) LPG バルク貯槽を設置する給油取扱所の自主保安基準【H10 消防危 90】

a 定める必要がある危険物施設

コインランドリー及び事務所において使用する燃料を貯蔵するLPGバルク貯槽を設置する給油取扱所

b 定めるべき事項

LPGタンクローリーからの受入中の安全対策について定めていること。

ウ 一般取扱所に係る事項

(ア) NAS 電池を設置する一般取扱所の自主保安基準【H11 消防危 53】

a 定める必要がある危険物施設

NAS電池を設置する一般取扱所

b 定めるべき事項

NAS電池の保安管理に係る次の事項を定めていること。

- (a) NAS電池の監視、制御等を行う場所及び監視、制御等の体制に関すること。
- (b) NAS電池で火災等が発生した場合の連絡体制及び対応体制に関すること。

(イ) 非常用発電設備の排気筒を不燃材料被覆する一般取扱所の自主保安基準

a 定める必要がある危険物施設

(a)から(c)のすべてに当てはまる一般取扱所

- (a) 危規則第28条の57第2項を適用する区画室単位の一般取扱所
- (b) 非常用発電設備等の排気筒が、一般取扱所とその他の部分を区画する壁又は床を貫通する一般取扱所
- (c) 第2「一般取扱所」に掲げる危政令第23条の特例要件として、排気筒の周囲を金属以外の不燃材料で有効に被覆する一般取扱所

b 定めるべき事項

定期点検時及び地震等災害後の排気筒の点検方法について定めていること。

(ウ) 油入ケーブル撤去工事等の一般取扱所の自主保安基準

a 定める必要がある危険物施設

第2「一般取扱所」に掲げる油入ケーブル撤去工事等の一般取扱所

b 定めるべき事項

災害時における消防隊への報告について、次の事項について定めていること。

(a) 施設概要

① 消防隊進入口の位置

② マンホール、給排気口及び防火区画の位置等洞道内の構造

③ 施設責任者の所在及び連絡先

(b) 人的情報

① 当日の作業員の人員及び傷者の有無

② 要救助者の有無及び場所

(c) 災害状況等

① 出火場所、燃焼物及び延焼範囲

② 工事・作業等の内容

③ 危険物の漏えい拡大危険の有無

④ 作業員による処置の内容

エ その他の事項

(ア) 危険物の取扱工程又は設備等の変更に伴う危険要因の把握及び当該危険要因に対する対策【危規則第60条の2第1項第8号の3関係】

a 定める必要がある危険物施設

全ての製造所、一般取扱所

b 定めるべき事項

危険物施設の取扱工程又は設備等の変更に伴い実施する危険要因の把握及び当該危険要因に対する対策の樹立方法を定めていること。

なお、主な方法としてはチェックリスト(checklist Analyst)、HAZOP、Whatif、FTA等の危険性評価方法があること。

(イ) 単独荷卸しを行う危険物施設が講じる安全対策【H30消防危44】

a 定める必要がある危険物施設

危険物施設の危険物取扱者の立会なしに、移動タンク貯蔵所に乗務する危険物取扱者が単独で荷卸し(以下「単独荷卸し」という。)を行う施設

b 定めるべき事項

単独荷卸しに係る次の事項を定めていること。

(a) 単独荷卸しの仕組みに基づき、単独荷卸しを実施すること。

(b) 危険物保安監督者、勤務員の勤務体制の確保に関すること。

(c) 危険物施設に設置する単独荷卸しに係る安全対策設備の維持管理に関すること。

(d) 単独荷卸しの仕組み(給油取扱所等に設置する安全対策設備、運送業者及

び石油供給者が実施すべき事項)の把握と実施状況の確認に關すること。

(e) 危険物施設の危険物保安監督者及び勤務員への教育に關すること。

(f) 単独荷卸しに係る事故等の異常事態発生時の対応に關すること。

(g) 次の事項に關すること。

① 危険物保安技術協会が交付した評価結果通知書の写し

② 単独荷卸しを実施する運送業者名を記載した書類

③ 石油供給者又は自ら単独荷卸しを行う運送業者が、評価を受けた単独荷卸しの仕組みに基づき、単独荷卸しを実施することを危険物施設に対して確約した契約書等の写し

(ウ) 移送取扱所の配管及び配管周囲の工事における保安に係る自主保安基準【危規則第60条の2第1項第9号及び第10号関係】

a 定める必要がある危険物施設

全ての移送取扱所

b 定めるべき事項

移送取扱所の配管工事及び配管周囲において行われる移送取扱所以外の工事の保安について、前(1)ケ(ア)の事項のほか、次の事項を定めていること。

(a) 工事責任者は、公示前に定期点検の結果を確認すること。

(b) 工事の進捗状況の共有に關すること。

(c) 移送取扱所の配管周囲において行われる移送取扱所以外の工事にあつては、当該工事が移送取扱所に影響を及ぼさないことを事前に検討し、必要に応じて保安のための措置を講じること。

(エ) 危険物施設に太陽光発電設備を設置する場合の安全対策等【H27 消防危 135】

a 定める必要がある危険物施設

第1「製造所」に掲げる太陽光発電設備を設置する危険物施設

b 定めるべき事項

火災等の事故が発生した場合及び危険物施設に影響を及ぼす不具合が太陽光発電設備に生じた場合の対応について、次の事項を定めていること。

(a) 活動中の消防隊員が、誤って感電しないようにするための表示に關すること。

(b) 太陽光発電設備からの電力供給を遮断するための体制の構築に關すること。

(c) 補修等の必要な対応を速やかに行うための体制の構築に關すること。

(オ) ガイドラインにより精密な危険区域を設定し、非防爆機器を点検等に用いる危険物施設が定める自主行動計画【H31 消防危 84】

a 定める必要がある危険物施設

第15「電気設備」に掲げる平成31年4月に経済産業省が策定した「プラント内における危険区域の精密な設定方法に關するガイドライン」により精密な危険区域を設定し、当該区域を非防爆機器であるセンサーやタブレット等を用いて点検等を行う危険物施設

b 定めるべき事項

当該ガイドラインに沿って危険区域を設定する際は、事業所に平成 31 年 4 月 24 日消防危第 84 号の別添 2 を参考に自主行動計画を策定するよう指導するとともに、事業所が自主行動計画を策定した場合は、当該計画を予防規程に定めていること。

(カ) ドローンによる危険物施設の点検や災害時の現場確認等の飛行計画【R 2 消防危 74】

a 定める必要がある危険物施設

危険物施設の点検や災害時の現場確認等でドローンの使用が計画されている危険物施設

b 定めるべき事項

危険物施設の所有者等において作成された飛行計画書を定めていること。

なお、定期点検におけるドローンの活用については、一次的なスクリーニングの位置づけに留めるものであり、定期点検における目視点検等の代替として活用できるものではないことに留意すること。

4 認可基準

予防規程が次のいずれかに該当するときは、認可しない。

- (1) 記載すべき基本事項が明確でないとき。
- (2) 予防規程で定めなければならない事項が定められていないとき。
- (3) 予防規程の内容が法令の規定に違反するものであるとき。
- (4) その他火災予防上不適当と認められる事項があるとき。

第 12 消防用設備等着工届等

1 着工届

製造所等に係る消防用設備等着工届（以下「着工届」という。）の処理については、次によることができる。

(1) 着工届の記載方法

「工事を行う防火対象物の名称」の欄には、製造所等の設置又は変更許可年月日及び許可番号を併記すること。

(2) 添付図面の省略

消防用設備等の図面が許可申請書類に添付されていることにより、施行規則第 33 条の 18 の規定による図面は省略することができる。この場合において着工届の経過欄に「許可申請書に図面添付につき省略」と記載すること。

2 工事計画届出

製造所等に係る条例第 49 条の 3 に定める消防用設備等工事計画届出書（以下「工事計画届出書」という。）の処理については、次によることができる。

(1) 工事計画届出書の記載方法

「工事を行う防火対象物の名称」の欄には、製造所等の設置又は変更許可年月日及び許可番号を併記すること。

(2) 添付図書の省略

消防用設備等の図面が許可申請書類に添付されていることにより、明石市火災予防条例施行規則（昭和 61 年 10 月 30 日規則第 36 号）第 7 条第 1 項第 16 号の規定に定められた工事計画届出書の様式備考 3 で要求される届出書添付書類については、省略することができる。

この場合において工事計画届出書の経過欄に「許可申請書に図面添付につき省略」と記載すること

第 13 危険物保安監督者選任・解任届

危険物保安監督者選任・解任届出書の受理については、次の事項に留意すること。

1 選任単位

- (1) 原則として、一の製造所等につき 1 人を選任すること。
- (2) 勤務形態により明らかに 1 人では保安の監督に支障のおそれがあるときは、一の製造所等において複数を選任すること。選任された者が複数、同時に勤務する場合、その責任を明確にしておくこと。
- (3) 同一敷地内の製造所等において、その態様、規模、位置等からみて十分な保安の監督が可能な場合には、一の危険物取扱者を複数の製造所等の危険物保安監督者とすることができる。

2 届出者

- (1) 管理権を有する設置者（設置者と同一組織内にあり、代理権を有する者も含む。）
- (2) 製造所等の管理権を委任された者

3 選任受諾の書類

規則第 10 条第 2 項の規定による本人が選任を受諾したことを明らかにする書類は、次によるものとする。ただし、届出書に本人の印鑑を押してこれに代えることができる。

選任受諾書

	区 分	設置許可年月日	許可番号
保 安 監 督 を 受 諾 す る 製 造 所 等		年 月 日	第 号

私は、上記の通り任意にこの選任を受諾いたしました。

氏 名

4 実務経験

- (1) 選任の届出者には、危険物取扱者が6ヵ月以上の危険物取扱いの実務経験を有することを証明する事業主等の作成する書類を添付すること。
- (2) 当該実務経験は、危険物取扱者免状の交付を受ける前の実務経験も含まれる。
- (3) 実務経験を証明する書類は、原則として次によるものとする。

実務経験証明書

氏名	(年 月 生)			
取り扱った危険物	類別	第類	品名	
取り扱った期間	年 月 日から 年 月 日まで (年 月)			
製造所等の別 (該当するものを ○で囲むこと)	製造所 ・ 貯蔵所 ・ 取扱所			
<p>上記のとおり相違ないことを証明します。</p> <p>証明年月日 年 月 日</p> <p>事業所名</p> <p>所在地</p> <p>証明者 職名 氏名 電話番号 ()</p>				

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。

(4) 他の施設の危険物保安監督者に選任されていたこと等が容易に確認できる場合は、実務経験を証明する書類を添付しないことができる。

5 複数施設の選任届出

一の危険物取扱者が複数の製造所等の危険物保安監督者として選任されている場合は、選任届の記載欄は代表的なものを記入し、その他は別表に添付して届け出ることができる。

6 選任届出の時期

製造所等を設置した場合には、当該製造所等の完成検査を受けるまでに危険物保安監督者の選任届を提出すること。

7 その他

営業用給油取扱所等の危険物施設で収容人員により防火管理者が必要となる場合は、その職務の類似性を考慮し、当該施設の防火管理者は危険物保安監督者と同一人とするよう努めること。

第14 保安検査申請

1 申請書の記載方法

- (1) 申請者は第1、3、(2)、アに掲げる申請者とする
- (2) 検査年月日は事前に十分調整すること

2 添付書類等

- (1) 申請書の添付するもの。
 - ア 検査に係る屋外貯蔵タンク又は移送取扱所の配管の板厚、材質等の状況がわかる本体構造図を申請書(正本)には2部添付すること。
 - イ 臨時保安検査に係る場合は、不等沈下等の割合を示す図書等を添付すること。
- (2) 検査日に必要なもの
 - ア 底部溶接部の自主検査記録
 - イ 底板の板厚測定記録
 - ウ 不等沈下の測定記録

3 保安検査と完成検査前検査の調整【S59 消防危72】

- (1) 特定屋外タンク貯蔵所に係る保安検査を申請中、タンク底部の変更許可に係る工事が行われた場合に、危政令第8条の2第4項第2号の規定による保安検査を受けることにより溶接部検査を要しないとされるものは、次の要件を全て満たしている場合に限られる。この場合においては完成検査申請書に当該保安検査に係る保安検査済証の写しを添付すること。
 - ア 変更の工事に係る溶接部検査の対象がタンク底部に係るものに限られること。
 - イ 溶接部検査を受け得る状態に至った時期に保安検査が実施されること。
 - ウ 保安検査により、タンク底部に係る部分が危政令第11条第1項第4号の2に定める基準に適合していると認められること。
- (2) 保安検査の結果、タンク底部に係る部分が危政令第11条第1項第4号の2に定める基準に適合していない場合には、当該部分について同基準に適合させるための所要措置を講じた後に、新たに溶接部検査を受けることが必要となる。
- (3) 変更の工事に係る部分以外の部分で同基準に適合しないとされた場合には、当該部分の変更工事に関して改めて変更の許可が必要となる。
- (4) 両検査の調整を要する工事が行われるか否かは、保安検査申請書の「変更工事予定の有無」の欄により確認すること。

4 保安検査の時期変更承認申請の取扱い

危政令第8条の4第2項ただし書きの規定により保安検査の時期変更承認申請があったときは、次の区分により処理すること。

- (1) 時期変更の事由が危規則第62条の2に掲げる事由に該当し、かつ、希望検査時期が適当と認めるときは、当該申請書の副本に規則様式第2号の承認済の表示をして、申請者に交付すること。
- (2) 時期変更の事由が危規則第62条の2に掲げる事由に該当するが、希望検査時期が適当でないと認めるときは、保安検査時期変更決定通知書を申請者に交付すること。
- (3) 時期変更の事由が危規則第62条の2に掲げる事由に該当しないと認められたときは、不承認通知書を申請者に交付すること。
- (4) 保安検査を延期することにより他の施設等に悪影響を及ぼすと認められる場合は、承認後であっても、それを取り消す場合がある。
- (5) 危政令第8条の4第2項ただし書きにより、危規則第62条の2において規定されている保安に関する検査を受けるべき時期の特例事項については、次によること。【S52 消防危56】

ア 特定屋外タンク貯蔵所の所有者等の判断において、当該特定屋外タンク貯蔵所の保守管理の必要が生じた場合で、危規則第62条の2第2号に規定する事由に該当する場合

イ 所有者等の判断において貯蔵し、又は取り扱う危険物の種類を変更する必要が生じた場合での危規則第62条の2第3号に規定する事由に該当する場合。なお、休止中の特定屋外タンク貯蔵所についても当該事由に該当する。

- (6) 危規則第62条の2第3号に定める事由に該当した場合には、当該施設を再開するまでの間保安検査を延長することができるが、この場合の手続きは次によること。

ア 危規則第62条の3第2項に定める手続き（危規則様式第29の申請書に理由書を添付）を行うこと。

イ 規則第13条第1項に定める休止届を提出すること。

なお、提出にあたって、下記の事項について確認をする。

(ア) 内部の危険物が清掃等により完全に除去されること【H21 消防危193】

(イ) 危険物が流入するおそれがある配管等に閉止板の設置等の措置を講じること【H21 消防危193】

ウ 休止中も法第14条の3の2の規定に基づく定期点検を実施すること。

- (7) 休止後の再開は、保安検査を受けた後でなければ認められないものとする。

5 保安検査の不適合

法第10条第4項に定める技術上の基準に適合していない場合は、保安検査不適合通知書により処理すること。

なお、当該不適合部分を改修し保安検査に適合させるためには、改めて保安検査申請が必要となること。

第 15 移動タンク貯蔵所に係る申請等

移動タンク貯蔵所に係る申請等の事務処理に関しては、第 1、第 3 及び第 4 の規定によるほか次によること。

1 移動タンク貯蔵所の許可等の取扱い

(1) 移動貯蔵タンクの空間容積は 5% から 10% とする。なお、複数の危険物を貯蔵し、又は取り扱う移動タンク貯蔵所（積載式移動タンク貯蔵所を除く。）については、道路運送車両法の最大積載量の観点から最も比重の小さい危険物を積載した場合の空間容積が 5% から 10% 以下であれば、他の危険物の空間容積については次のようにすることができる。【H10 消防危 90】

ア 比重の大きな危険物を貯蔵する場合は、最大積載量との関係から空間容積が 10% を超えるタンク室（空室となる場合も含む。）も認められる。この場合において許可に係る指定数量の倍数は、指定数量の倍数が最大となる危険物の貯蔵形態で算定することができる。

イ 移動貯蔵タンクの側面枠及び接地角度計算において用いる貯蔵物重量は道路運送車両法の最大積載量を用いることができる。

(2) 常置場所の変更に伴う変更許可申請

ア 申請先

移動タンク貯蔵所を常置する場所（以下「常置場所」という。）の位置の変更は変更許可申請を要するものであり、当該申請は、変更後の常置場所を管轄する市町村長等が行うものであること。【H 9 消防危 33】

ただし、屋外における同一敷地内の常置場所の位置の変更は、資料の提出を要する軽微な変更として取り扱うこととする。

イ 添付図書

常置場所の位置の変更に際し、変更後の常置場所を管轄する市町村長等が変更前と異なる場合（以下「行政庁の異なる常置場所の変更」という。）には、変更許可申請に当たって以下の図書を添付すること。【H 9 消防危 33】

(ア) 変更前の最新の許可書

(イ) 現在の移動タンク貯蔵所の構造及び設備が把握できる図書（常置場所に係る図書を除く。）

(ウ) 当該申請書（副本）にタンク検査済証（正本）を添付すること。

(3) 行政庁が異なる常置場所の変更に係る譲渡引渡届出に係る手続き等

行政庁が異なる常置場所の変更に係る譲渡引渡届出に係る手続等は、原則として次のアまたはイの方法によること。【H 9 消防危 33】

ア 変更前の常置場所を管轄する市町村長に譲渡引渡届出を行う場合

(ア) 行政庁の異なる常置場所の変更と移動タンク貯蔵所の譲渡又は引渡を同時に行う場合は、原則として譲渡引渡届出を変更前の常置場所を管轄する市町村長等（以下

「旧行政庁」という。) に対し先行して行うものであること。この場合において、譲渡引渡届出書等に返信用封筒を同封して郵送により行うことができる。

(イ) 当該移動タンク貯蔵所の変更後の常置場所を管轄することとなる市町村長等(以下「新行政庁」という。) は、譲渡引渡届出書により譲渡引渡届出がなされていることを確認すること。

(ウ) 当該届出を(ア)の郵送により行った場合で旧行政庁から譲渡引渡届出書が返送されない場合は、配達証明等の確認によることができる。なお、許可を行った後、旧行政庁から譲渡又は引渡を受けた者に対し譲渡引渡届出書の郵送があったときは、当該譲渡引渡届出書を改めて確認すること。

イ 新行政庁に譲渡引渡届出及び変更許可申請を同時に行う場合

譲渡又は引渡を行おうとする者が、譲渡又は引渡を受ける者に対し変更許可に係る手続きに関する権限を委任することを証する書面(委任状)を許可申請書に添付した場合に限り、移動タンク貯蔵所の譲渡又は引渡を受けようとする者は、直接新行政庁に対し常置場所の変更許可申請と譲渡引渡届出を同時に行うことができる。【H9消防危33】

(4) 完成検査

ア 完成検査申請

完成検査申請書にタンク検査済証(写し)を添付したものを提出すること。

イ 譲渡又は引渡に伴う完成検査済証の交付

行政庁の異なる常置場所の変更に係る完成検査済証の交付においては、1、(3)ア(ウ)の配達証明等により譲渡引渡届出を確認している場合にあっては、譲渡引渡届出書が確認できた後でなければ行うことができない。【H9消防危33】

2 積載式移動タンク貯蔵所の許可等の取扱い

(1) 積載式移動タンク貯蔵所とは、自動車の車体から独立した移動貯蔵タンク(以下「タンクコンテナ」という。)を緊結装置等によって車体に緊結し、当該タンクコンテナに危険物を貯蔵し移送を行い、適宜当該タンクコンテナを自動車から離脱する方式のものをいう。

(2) 車両に同時に貯蔵することができるタンクコンテナの数は、タンクコンテナの容量の合計が30,000L以下となる数とすること。

(3) 交換タンクコンテナの許可申請

設置者が同時に貯蔵できる数以上のタンクコンテナ(以下「交換タンクコンテナ」という。)を保有し、かつ、当該車両に交換タンクコンテナを積載しようとする場合は次のとおりとすること。

ア 当該積載式移動タンク貯蔵所が設置許可を受ける前にあっては、交換タンクコンテナを含めて当該積載式移動タンク貯蔵所の設置許可を受けること。

イ 設置許可を受けた後に交換タンクコンテナを保有しようとする際には、当該積載式移動タンク貯蔵所の変更許可を受けること。

(4) 積載式移動タンク貯蔵所間におけるタンクコンテナの積み替え

許可を受けた積載式移動タンク貯蔵所のタンクコンテナは、緊結装置に同一性をもつ既に許可を受けている他の積載式移動タンク貯蔵所の車両にも積載することができる。

この場合においてタンクコンテナは積載している積載式移動タンク貯蔵所のタンクコンテナとみなされる。

(5) 荷下し後の積載式移動タンク貯蔵所の取扱い

積載式移動タンク貯蔵所の車両からタンクコンテナを荷下しした後に再びタンクコンテナを積載するまでの間、当該車両を通常の貨物自動車としての用途に供する場合は、当該積載式移動タンク貯蔵所について法第 12 条の 6 に定める用途廃止の届出は要しない。

(6) タンクコンテナ到着時に許可を受けた積載式移動タンク貯蔵所がない場合

ア 積載式移動タンク貯蔵所のタンクコンテナを車両、貨車、船舶等を利用して輸送し、輸送先で他の車両に積み替える場合に、輸送先の市町村等において許可を受けた積載式移動式タンク貯蔵所がない場合は、当該タンクコンテナと他の車両とで一の積載式移動タンク貯蔵所として設置許可を受けることができる。

イ 当該完成検査については、タンクコンテナを車両に固定した状態での外観検査により行うことができる。この場合において危規則第 24 条の 5 第 4 項第 4 号の表示について輸送先の許可に係る行政庁名及び設置の許可番号の表示は不用とする。

第 16 休止中の地下タンク貯蔵所及び地下埋設配管の漏れの点検期間延長申請
【H22 消防危 144】

1 申請書の記載方法

(1) 申請者は設置者もしくは管理者とする。

(2) 期間延長後の漏れの点検予定期日については、点検期限から 1 年以内とし、かつ、下記 5 の内容を確認しておくこと。

2 申請時期

漏れの点検期限前で、かつ、下記 4 の措置を実施した後

3 添付書類

(1) 危規則別記様式第 42 又は第 43

(2) 休止に係る措置を記した図面

(3) その他必要となる書類

4 確認の基準

- (1) 危険物が清掃等により完全に除去されていること
- (2) 危険物又は可燃性の蒸気が流入するおそれのある配管等について、閉止板を設置すること、配管等を一部取り外す等により、誤作動又は誤操作があった場合においても、危険物が流入しないようにすること。

5 延長期限

原則 1 年以内とする。ただし、再申請は可能。

申請した期間延長後の漏れの点検予定日より前に危険物の貯蔵又は取扱いを再開する場合には、地下貯蔵タンク等の所有者等は、次の (1) 又は (2) に定める期限までに漏れの点検を実施すること。

- (1) 延長申請前の漏れの点検の実施期限までに危険物の貯蔵及び取扱いが再開される場合にあっては、延長申請前の漏れの点検の実施期限
- (2) 延長申請前の漏れの点検の実施期限より後で、かつ、期間延長後の漏れの点検予定日より前に危険物の貯蔵及び取扱いが再開される場合にあっては、再開の日の前日

第 17 休止・再開届

1 届出書の記載方法

- (1) 届出者は設置者もしくは管理者とする。
- (2) 休止期間については、原則 1 年未満とする。

ただし、事業計画等により具体的で詳細な資料がある場合は、当該期間とすることができる。

2 届出時期

製造所等を休止しようとする日又は再開しようとする日の 7 日前までに届け出ること。

3 届出書類

- (1) 規則様式第 11 号
- (2) 休止にあっては、危険物の撤去の状況等が確認できる書類

(3) その他必要な書類

4 確認内容

- (1) 休止中は、法第 12 条第 1 項並びに法第 10 条第 3 項（危規則第 24 条第 2 号、第 3 号及び第 4 号等）が管理されていること。
- (2) 再開時に現行法令に適合しない場合（改正附則により、除外される場合を除く。）にあっては、再開前に変更許可申請により許可を得ておくこと。